

鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和4年12月19日（月曜日）		
開 会	午前2時43分	閉 会	午後5時37分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 浅野 博文 副委員長 金田 靖典 委 員 中山 明保 加嶋 辰史 米村 京子 吉野 恭介 石田憲太郎 岡田 信俊		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	議事係主任 橋本 圭司	調査係主事	福田 佳菜
出席説明員	<p>【教育委員会】</p> <p>教 育 長 尾室 高志 教育委員会事務局副教育長 岸本 吉弘 次長兼教育総務課長 横尾 賢二 教育総務課課長補佐 小清水晃子 教育総務課学校施設係長 河上 大輔 次長兼学校教育課長 安本 雅紀 学校教育課参事 浅見 康陽 学校教育課課長補佐 西尾 靖子 総合教育センター所長 安田 直人 総合教育センター所長補佐 岡田 康子 学校保健給食課長 山根ちはる 学校保健給食課課長補佐 谷村 彰彦 学校保健給食課学校給食係長 田中 崇仁 文化財課長 佐々木敏彦 文化財課課長補佐 佐々木孝文 生涯学習・スポーツ課長 須崎ひとみ 生涯学習・スポーツ課課長補佐 小谷 昇一 生涯学習・スポーツ課施設係長 岸本 和也 生涯学習・スポーツ課主査兼生涯学習係長 川上 哲実 中央図書館長 長本 次郎 中央図書館副館長 大角 正道</p> <p>【経済観光部】</p> <p>経済観光部長 大野 正美 次長兼経済・雇用戦略課長 渡邊 大輔 経済・雇用戦略課課長補佐 黒田 洋太 経済・雇用戦略課市場開拓係長 岩崎 勝紀 経済・雇用戦略課雇用政策係長 保木本 淳 企業立地・支援課長 西田 茂樹 企業立地・支援課参事 綱田 正 企業立地・支援課課長補佐 太田 順二 企業立地・支援課誘致・振興係長 山根 裕史 観光・ジオパーク推進課長 平井 宏和 観光・ジオパーク推進課課長補佐 西垣 拓二 観光・ジオパーク推進課観光振興係長 川口 隆 経済観光部参事 前田 武志 鳥取市関西事務所長 林 公博</p> <p>【農林水産部】</p>		

	農林水産部長 田中 英利 農政企画課長 山川 泰成 農政企画課長補佐 蔵増 達弘 林務水産課長 山口 真二 林務水産課長補佐 西谷 直之 農村整備課長 坂本 武夫 【農業委員会】 事務局長 谷口 博信 局長補佐 田中 陽一
傍聴者	1人
会議に付した事件	別紙のとおり

午後2時43分 開会

◆浅野博文委員長 ただいまより文教経済委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおり、まず、教育委員会の議案説明、報告を受けた後、経済観光部、農林水産部、農業委員会と進めてまいります。また、改選後初の委員会ですので、執行部には自己紹介をお願いしたいと思います。

確認のため、注意点を申し上げます。委員会の発言には委員長の許可が必要ですので、挙手の上、指名を受けてから御発言ください。また、お手元のマイクのスイッチを入れマイクを使って御発言ください。

次に、本日は議案付託前の事前調査という位置づけで行っており、議案については、質疑は行いませんので御承知ください。ただし、聞き取りにくかった点、用語の確認は可能ですのでよろしく申し上げます。報告については、質疑は可能です。

今12月定例会は非常にタイトな日程となっております。円滑な委員会運営のため、要点を絞った簡潔明瞭な発言に御協力ください。

【教育委員会】

◆浅野博文委員長 教育委員会の審査に入ります。

初めに尾室教育長に御挨拶をいただきたいと思います。尾室教育長。

○尾室高志教育長 皆さんこんにちは。教育長の尾室高志です。まずもって、皆様には先の市議会議員選挙での御当選、本当に心よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。皆様と一緒に深き議論を進めながら、よりよい教育行政となるよう取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は教育委員会所管の議案について概要説明させていただきますが、議案第141号の補正予算につきましては、教育委員会所管の補正額は1億9,700万円余りの増額となっております。また、議案160号では市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正、さらに163号では体育館の指定管理者の指定についてであります。そのほかに報告事項が2件ございます。給食

センターの整備基本計画、また、学校教育情報化推進計画の案でございます。詳しくは担当課長より御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

◆浅野博文委員長 次に、執行部の皆さんには自己紹介をお願いします。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課長の須崎ひとみと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○安田直人総合教育センター所長 総合教育センター所長安田直人と申します。よろしくお願いいたします。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 次長を兼ねて学校教育課長の安本雅紀と申します。よろしくお願いいたします。

○尾室高志教育長 改めまして教育長の尾室高志です。どうぞよろしくお願いいたします。

○岸本吉弘副教育長 副教育長の岸本吉弘と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 次長兼教育総務課長の横尾でございます。よろしくお願いいたします。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課長山根ちはると申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木敏彦文化財課長 文化財課長佐々木敏彦です。よろしくお願いいたします。

○佐々木孝文文化財課課長補佐 文化財課課長補佐兼鳥取城整備推進係長兼文化財専門員佐々木孝文でございます。よろしくお願いいたします。

○谷村彰彦学校保健給食課課長補佐 学校保健給食課課長補佐谷村彰彦と申します。よろしくお願いいたします。

○小清水晃子教育総務課課長補佐 教育総務課課長補佐の小清水晃子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○長本次郎中央図書館長 中央図書館長をしております長本次郎と申します。よろしくお願いいたします。

○浅見康陽学校教育課参事 学校教育課参事の浅見康陽と申します。よろしくお願いいたします。

○西尾靖子学校教育課課長補佐 学校教育課課長補佐西尾靖子と申します。よろしくお願いいたします。

○岡田康子総合教育センター所長補佐 総合教育センター所長補佐の岡田康子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小谷昇一生涯学習・スポーツ課課長補佐 生涯学習・スポーツ課課長補佐小谷昇一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○岸本和也生涯学習・スポーツ課施設係長 生涯学習・スポーツ課施設係長をしております岸本和也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○谷口太郎学校教育課主査 学校教育課主査谷口太郎と申します。よろしくお願いいたします。

○大角正道中央図書館副館長 お世話になります。中央図書館副館長大角正道と申します。よろしくお願いいたします。

○河上大輔教育総務課学校施設係長 教育総務課学校施設係長の河上大輔と申します。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○田中崇仁学校保健給食課学校給食係長 学校保健給食課学校給食係長の田中崇仁と申します。
よろしくお願いいたします。

◆浅野博文委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆浅野博文委員長 それでは議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。では、資料1の12月補正予算説明資料のほうを御覧いただけたらと思います。めくっていただきますと歳入の項目がございますが、歳入は歳出の説明の際、併せて御説明したいと思っております。

次の3ページからになりますが、人件費は割愛させていただきます、それ以外の項目について御説明いたします。

3ページの10行目でございます。私立学校基金積立金でございます。これは基金財産、土地でございますが、その使用料等を積立てするものでございます。補正額6,000円で補正後額5万2,000円でございます。

続きまして次のページ、4ページでございます。4ページの6行目になります。小学校費、学校管理費、予算書が67ページ、事業別概要書が48ページになります。通信費の小学校費でございます。こちらは、補正額は179万4,000円で、全て一般財源であります。これはコロナウイルス感染症に係る学校での連絡が増加したことにより、電話代金もそれに合わせて増加しましたので補正を行うというものでございます。

同じく事業別概要の48ページの下段の光熱水費でございます。これは昨今の燃料費高騰に伴う小学校の光熱水費の増でございます。補正額が8,325万5,000円でございます。全て一般財源でございます。

次の行でございます。予算書ページは67ページ、事業別概要書が49ページでございます。学校維持補修費（小学校・通常）でございます。補正額が2,116万3,000円でございます。こちらは各種点検結果に基づく修繕ということで、安全性など危険性が高いものについて修繕しております。防火設備点検の指摘事項によるものが11校、消防点検の指摘事項が11校、自家用電気工作物、いわゆるキュービクルとか変電装置でございますが、これが2,116万3,000円でございます。あと、エレベーター点検結果が5校、あと、各種点検結果等によりまして71か所でございます。

次のページ、5ページでございます。5ページの一番最初の行でございます。通信費の中学校費でございます。これは小学校と同様で学校でのコロナ感染拡大に伴う通信費の増額によるものです。87万円の補正額で全て一般財源でございます。

次の行が光熱費の中学校でございます。こちらも小学校費と同じく燃料費高騰に伴うもので、3,736万2,000円補正となっております。

あと、学校維持補修費の中学校費というもので、こちらと同じく消防設備、防火設備、自家用工作物、エレベーター等の各種点検に伴うものです。補正額は1,170万2,000円でございます。

その次の大規模維持補修費（中学校・大規模）というものです。事業別概要書は51ページになります。968万円の補正でございます。こちらにつきましては、令和4年9月に受水槽清掃業務の際に上部開口部付近に亀裂があることが分かりました。詳細に確認したところ、耐久度が低下していることが分かり、受水槽本体が破断する危険性があることから修繕をするものでございます。こちらにつきましては起債が870万、残りが一般財源となっております。

教育総務課は以上でございます。

◆浅野博文委員長 長本中央図書館長。

○長本次郎中央図書館長 中央図書館でございます。資料は6ページのほうになります。上から3段目になります。一般管理費（市民図書館）の部分でございます。予算書のほうは71ページ、事業別概要書のほうが56ページになります。補正額45万4,000円でございます。内容としましては、気高図書館のほうの入り口にあります自動ドアが経年劣化によりモーター部分が故障したということで、新しいものに取り替えたものでございます。既に既存予算におきまして新しい自動ドアのほうに替えておるものでございます。以上でございます。

◆浅野博文委員長 須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。生涯学習・スポーツ課はその2つ下の集会所管理費でございます。予算書73ページ、事業別概要53ページ下段でございます。補正予算額が350万円、全額一般財源でございます。これは消防設備点検等の指摘事項によります修繕が2件と、燃料費高騰に伴いますコミュニティセンター等集会所の電気代の増額でございます。修繕につきましては、1つが国府町コミュニティセンターの消火水槽内のフート弁が不具合で閉まらない状態になっているために修繕を行うものでございます。42万7,000円でございます。もう1つが気高町コミュニティセンターの誘導灯8か所につきまして取替修繕を行うものでございます。70万1,000円でございます。

続いて、その4つ下のさじアストロパーク運営管理費でございます。予算書73ページ、事業別概要54ページ上段でございます。補正予算額は46万9,000円、全額一般財源でございます。こちら燃料費高騰に伴いますさじアストロパーク電気代の増額と、会計年度任用職員の人件費の決算見込みによる減額でございます。

以上でございます。

◆浅野博文委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。同じく資料6ページ、下から2段目になります。5、保健体育費、2、学校保健費、衛生管理費（コロナ克服・新時代開拓省庁分）でございます。事業別概要は51ページ下段になります。補正額685万3,000円。これは国の交付金のほうを活用しまして、現在も続きます新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策としまして、各校へ手指消毒アルコールなど衛生用品の購入に要する経費でございます。

続きまして資料次ページ、7ページの上の段になります。3、学校給食費、光熱水費（学校

給食センター）です。事業別概要は52ページ上段になります。補正額1,697万6,000円です。これは燃料高騰に伴います市内8つの学校給食センターの光熱水費の増額分となります。

次に、1つ下の一般管理費（学校給食センター）です。事業別概要は52ページ下段となります。補正額は432万3,000円です。人件費以外の内容ですと、第一学校給食センターの食器を洗います洗浄機の食器を送りますコンベアのほうに故障しまして、緊急を要し、既存の予算から流用をいたしまして9月に修理を行ったもの、こちらのほうが235万9,000円。それから事業別概要のほうには記載しておりますが、第一学校給食センターの電力量の安定供給のために、キュービクル、いわゆる受電の設備のほう、修繕を行うために150万円の補正を行うものでございます。

続きまして、1つ下の備品整備（学校給食センター）です。事業別概要は53ページの上段となります。補正額406万1,000円です。うち300万円が起債となります。それから内容としましては、先ほども出ましたが、第一学校給食センターの食器を今度は保管をします、消毒をして保管をするんですが、その消毒保管庫のほうに故障をしております、新たに購入するための費用230万6,000円。また、第二学校給食センターの食材を保管します冷凍庫のほうに故障しておりますので、新たに購入するための費用175万5,000円でございます。

以上です。

◆浅野博文委員長 須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。同じく7ページ、中ほどよりももう少し下の市民総スポーツ運動費でございます。予算書75ページ、事業別概要54ページ下段でございます。これは市民総スポーツ運動推進のため、学校体育施設を学校が利用しない夜間等を活用して一般に貸出しをします学校施設開放事業を実施しておりますところでございますけれども、その事業に伴いますグラウンド照明の電気代について燃料費高騰に伴い、増額を行うものでございます。

続いてその2つ下の地区体育館管理費でございます。予算書75ページ、事業別概要55ページ上段でございます。補正予算額が34万6,000円、全額一般財源でございます。こちらも燃料費高騰に伴う電気代の増額ですけれども、地域の身近な体育施設として多くの市民の皆様にご利用いただいております地区体育館の電気代の増額でございます。

その1つ下でございます。屋外体育施設管理費でございます。予算書75ページ、事業別概要55ページ下段でございます。補正予算額は179万6,000円、全額一般財源でございます。こちらは湖山池に設置してありますボートの浮き桟橋ですけれども、これが令和4年3月の暴風によりまして破損したため、その修繕に要する経費でございます。湖山池にはボート競技とか、練習や大会等で使用するために浮き桟橋というのが4本ございます。そのうち1本が鳥取市の所有でございます、あとは鳥取県等が所有しているものでございますけれども、その鳥取市が設置したものについて破損が生じたので、このたび関係者との協議・調整等を行い、今回修繕を行う経費を計上させていただくものでございます。

続きまして、その1つ下のプール管理費でございます。予算書は75ページでございます。補正予算額は48万5,000円の減額でございます。全額一般財源でございます。こちらは河原の市

民プールの電気代の増額と、それから会計年度任用職員の人件費の決算見込みに伴う減額でございます。

以上でございます。

◆浅野博文委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。ちょっと説明が1か所間違っておりますので訂正させていただきます。

4ページの学校維持補修費（小学校・通常）でございますが、内容のところの③の自家用電気工作物点検結果に基づく修繕のところを2,116万3,000円と申しましたが、これはこの学校維持補修費のトータルでございます。正しくは鹿野学園の分の133万1,000円でございます。訂正してお詫びいたします。

以上でございます。

◆浅野博文委員長 それでは聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第160号鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について（説明）

◆浅野博文委員長 じゃあ、次に議案第160号鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

執行部より説明をお願いいたします。須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。議案第160号鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございます。説明資料のほうの資料2というのを教育委員会のほうで準備しておりますので、そちらを御覧いただけたらというふうに思います。付議案のほうは75ページから82ページになります。こちらの資料2を1枚はぐっていただきまして2ページから説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正の中で、鳥取市民体育館の利用料金の改定について御説明をさせていただきます。鳥取市民体育館再整備事業につきましては、平成29年度に鳥取市民体育館再整備基本構想を策定して以降、PFI方式を用いまして設計、建設、管理運営を一括して委託することによりまして進めておりまして、令和5年6月のオープンを目指して事業のほう進めているところでございます。事業者の募集及び選定に当たりましては、鳥取市民体育館再整備事業実施方針及び要求水準書等を公開しまして、プロポーザルによりまして公募を行った上で鳥取市民体育館再整備業務企画提案選定委員会におきまして、利用料金の提案内容も含めまして優先交渉権者を決定し、令和2年2月定例市議会での議決を受けまして事業契約の締結に至っておりますところでございます。

市民体育館の利用料金の設定につきましては、本市が要求水準書等で示した利用料金の考え方を踏まえた上で、事業者が提案した利用料金を基に設定を行うものでございます。新旧対象のほうを5ページからつけておりますけれども、こちら5ページのほう見ていただきますと、

例えばメインアリーナからサブアリーナ、研修室、会議室、トレーニングルーム等それぞれ料金のほうを設定をさせていただいております。旧の体育館と比べますとかなり増額にはなっているのですけれども、また、具体的にはちょっと利用料金のほうについては説明をさせていただきましても、この利用料金の設定の概要につきましてはメインアリーナの利用料金について、平日におきます日中の利用促進を図るために、夜間に比べまして70%程度の料金としております。日中料金を70%ほどの料金としております。それから2番目としまして、高校生以下及び高齢者の利用料金を一般利用の半額と設定をしております。3番目としまして、市民スポーツの振興を図るために、アマチュアスポーツとアマチュアスポーツ以外の利用に対しまして区別を行っているところでございます。それから4番目ですけれども、トレーニングルームの個人利用につきまして回数券や定期券の設定を行っております。これは11ページに出ておりますけれども、回数券や定期券の設定を行っております。5番目としまして、多くの方にトレーニングルームを利用いただけるように利用時間の制限を1回2時間というふうに設けさせていただいております。6番目としまして、ランニングコースにつきましては、小中学生については土曜日、日曜日並びに祝祭日は無料で利用できることとしております。それから7番目ですけれども、一般のスポーツ練習等で利用の多い半面ですとか、3分の1面、6分の1面の料金設定を行うことにしております。こちらは10ページの5番のところに、メインアリーナの一部を専用利用する場合の利用料金は、利用の割合に応じた額とするという項目を入れさせていただいておりますので、そういった料金の設定も行っていきます。8番目としまして、照明の利用料金につきましては従来の体育館に比べ、利用しやすい料金設定としております。それから9番目としまして、空調設備につきましては周辺の体育館に比べて利用しやすい料金を設定しています。8番、9番につきましては、附属設備の利用料金となりますので、器具類も含めてですけれども、附属設備の利用料金につきましては、鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例の施行規則により定めることとしておりますので、こちらの条例の中には入ってはおられません。

続きまして3ページでございます。こちらのほうに具体的な利用料金につきまして上げさせていただいております。旧市民体育館におきましては、スポーツ大会等による利用のほかにもスポーツ練習等の利用が多くて、半面から6分の1面の利用が多かったということから、新市民体育館におきましても同様の利用があるというふうに考えておりますので、そういった料金設定をしていきます。例えばバドミントンにおける利用料金の例ですけれども、6分の1面を9時から11時まで2時間利用した場合ですけれども、施設の利用料と照明料と器具利用料を合わせまして760円ということで、4人で利用した場合は1人が190円ということになります。また、旧の体育館と比べますと旧の体育館は合計が610円ということで、1人当たり153円ということで少し新市民体育館のほうが割高にはなります。

1つ飛びまして半面利用の場合というのを見ていただけたらと思います。こちらは、半面利用をしていただいた場合の施設利用料と照明利用料と器具利用料、これを合計しますと2,900円というふうになります。これを半面ですので、12人で仮に利用したという場合に1人当たり242円というふうになります。旧体育館で計算をしますと合計が3,040円ということで1人当

たり 253 円ということで旧の体育館よりも利用しやすい料金になってくるということになります。

続きまして（2）のアマチュアスポーツ大会等における利用料金でございます。スポーツ大会等でメインアリーナ全面を利用される場合には照明器具の更新等によりまして、水銀灯からLEDになっておりますので、旧体育館に比べまして利用しやすい料金となります。また、冷暖房のほうにつきましても、ほかの近隣の体育館に比べまして安く利用できる設定となっております。大会で利用したときの試算ですけれども、例えば午前9時から午後7時ってなっておりますけど、申し訳ございません、ここは午後6時の利用と修正をお願いします。9時間利用した場合の利用料金の設定ですけれども、施設利用料と照明と器具利用料、冷暖房利用料も合わせまして2万1,780円になりますけれども、旧の体育館は冷暖房料金がなかったんですけれども、それを含まなくても2万4,260円ということで、大会等で利用する場合には冷暖房含めても安くなるというような設定になります。

申し訳ありません。それからバドミントンにおける利用料金の例の6分の1面の利用のところですが、利用時間が午前9時から午後11時というふうにしてありますが、午前9時から午前11時の間違いでございました。申し訳ありません。2時間の利用でございます。

続いて4ページをお開きください。4ページには鳥取市市民体育館設置及び管理に関する条例等の一部改正をする条例案の要綱を載せておりますけれども、この条例改正には、1つは、今申し上げました鳥取市市民体育館の再整備に伴います利用料金の改定が1つございますし、もう1つ、市内体育施設の開館時間外の使用料及び利用料金についての所要の整理を行うことを目的とするものでございます。といいますのが、大会等で利用される場合に、今ですと午前9時から最終が午後10時ということになっておりますけれども、大会等では朝も早くから、例えば7時からとか、8時からとか開けてくださいというようなことがあります。そういったときにも対応ができるようにということで、その時間外の部分につきましても利用料金の設定を行うものでございます。

市民体育館につきましては10ページをお開きください。10ページの11番のところに、この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時から正午の利用料金と同額とし、ということにしてありますし、午後10時以降に延長して利用する場合は午後5時から午後10時の利用料金と同額とするという項目を付け加えさせていただいております。これを市民体育館に付け加えたことによりまして、ほかの鳥取市の体育館の関係でいきますと河原町の総合体育館が13ページになりますけれども、こちらにも同じ文言を加えさせていただいております。それから15ページの鳥取市城北体育館の使用料のほうにも同じく文言を付け加えさせていただいております。それから17ページの用瀬町勤労者体育センターにつきましても同じ文言を加えさせていただいております。

続きまして2番の（2）番の鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例でございます。こちらにも同じ文言を付け加えさせていただいております。19ページが鳥取市B&G海洋センターの体育館の利用料金でございます。続いて21ページは佐治町のB&G海洋センターの利用料金でございます。そちらにも同じ文言を加えさせていただいております。それから、（3）の鳥取

市営サッカー場の設置及び管理に関する条例につきましても、24 ページになりますけれども、こちらの会議室の利用料金のところにつきまして時間設定が入っておりましたので、こちらも同じ文言を加えさせていただいております。それから（4）の鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例、こちらも26 ページの気高町農業者トレーニングセンター、それから28 ページの鹿野町農業者トレーニングセンター、それから31 ページの青谷町農林漁業者トレーニングセンター、こちらにも同じ文言を付け加えさせていただいております。

この条例につきましては、その施行期日等につきましては市民体育館の利用料金については令和5年の6月1日から、それから（3）の2の体育施設等の時間外の利用につきましては公布の日から施行することとしたいと思っております。

以上でございます。

◆浅野博文委員長 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案 163 号鳥取市体育館の指定管理者の指定について（説明）

◆浅野博文委員長 それでは次に議案 163 号鳥取市体育館の指定管理者の指定についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。須崎課長。

○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。議案第 163 号鳥取市体育館の指定管理者の指定についてでございます。付議案のほうは87 ページでございます。同じく先ほどの説明資料、資料2の33 ページになります。鳥取市体育館の指定管理者の指定についてでございます。施設の名称は鳥取市民体育館でございます。指定期間は令和5年4月1日から令和20年3月31日までの15年間となります。指定管理者のほうはPFI鳥取市民体育館株式会社になります。こちらの事業者のほうは、市民体育館の再整備事業としまして令和20年3月31日まで、既に再整備事業として契約をしている業者でございます。けれども、指定管理者の指定としましては議会の議決をいただく必要がありますので、このたび上げさせていただいているところでございます。

選定されました団体の提案内容ですけれども、指定管理料につきましては、再整備事業のほうの契約は約59億円ですけれども、そのうちの11億9,135万5,000円が指定管理料ということでございます。こちらのほうは人件費でありますとか、光熱水費、清掃業務費、警備業務費等が含まれているものでございます。年度ごとの指定管理料につきましては記載のとおりでございます。事業内容等につきましては、総括責任者であります館長は、施設の維持管理を含めました総合的なリスク管理が必要なことから体育施設管理士という資格を持っている者でありまして、他の施設で経験を積んだ職員を配置して適切な管理運営を行うこととしております。

それからチームに所属しない方同士をつなぐ個人参加型の大会等を促進をするというふう聞いております。それからバトミントン大会ですとか、ラージボール卓球ですとか、誰でも参加しやすいような大会を企画・開催をするということです。それから多年代、多志向に対応します25種類のスポーツ教室を開設し施設の利用促進を図るということです。例えば親子体力づ

くり教室ですとか、総合体育教室ですとか、ヨガ教室ですとか、テニス教室ですとか、そういったものを実施をしていきたいというふうに聞いております。それからアリーナの床のメンテナンスに特化した薬剤を使用した独自のフロアメンテナンスシステムによりまして、床面の維持管理等を行って、事故等の未然防止を図ることとしております。

はぐっていただきまして34ページでございます。選定の理由ですけれども、鳥取市民体育館の再整備に当たりましては、先ほども申しましたPFI方式を用いまして設計、旧施設の解体、建設及び15年間の管理運営等を一括して委託することとしております。この当該業者は令和元年12月に実施しました公募型プロポーザルにおきまして優先交渉権者として選定委員会において選定され、令和2年の2月議会におきまして令和19年までの管理運営に係る業務も含めて事業契約のほう議決を受けて契約を行っているところでございます。そのため、指定管理者としても選定を行うものでございます。選定を行った委員会は鳥取市民体育館再整備業務企画提案選定委員会でございます。

以上でございます。

◆浅野博文委員長 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取市学校給食センター整備基本計画（案）について（説明・質疑）

◆浅野博文委員長 続きまして報告に入ります。

鳥取市学校給食センター整備基本計画（案）についての御報告をお願いします。山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根でございます。資料36ページとなりますのでお願いいたします。鳥取市学校給食センター整備基本計画（案）についてでございます。鳥取市学校給食センター整備計画検討委員会がございまして、こちらのほうで検討を進めているところでございますが、この学校給食センター全体の整備方針などを示します鳥取市学校給食センター整備基本計画の案を策定をいたしましたので、進捗状況と併せて報告のほうをさせていただきます。

36ページの資料1の中段でございますが、1、これまでの経過と書いてございますところでございます。令和2年3月、いわゆる令和元年度でございますが、指針となります鳥取市の学校給食の基本構想のほう策定しておりまして、学校給食が目指す基本的な方針としまして4つの柱を立て、その4つの柱に沿った具体的な取組を進めることとし、喫緊の課題であります、老朽化をします給食センター整備について検討を進めるために、令和2年7月より整備に関する全体的な整備方針・計画策定について、先ほど申し上げました検討委員会のほうで検討をしているところでございます。

また、令和3年度より具体的な計画に向けまして給食センターの視察ですとか、必要な機能、また、候補地の検討などを進めてまいりました。本年度、給食センター全体の配置計画、また、建設の候補地、それから設備などを基本計画のほうで策定をしまして、その次に整備計画にということで、まず、1つ目の給食センターの整備計画の策定に取りかかる方向で、現在、進め

ているところでございます。整備計画の検討委員会もとより、庁内の関係部署と協議しながら進めておる状況でございます。このたび、検討を重ねましてお手元の計画案のほうができましたので御報告をさせていただきます。なお、また、9月の文教経済委員会にも同様の案件を報告をさせていただいておりますので、本日改めてという形になります。よろしくお願いいたします。

それでは2としまして、鳥取市学校給食センター整備基本計画の案についてでございます。資料の37ページから40ページのほうが概要版となります。計画案の本文が41ページから80ページとなりますが、今日は37ページからの概要版にて御説明をさせていただきます。

37ページの上、1、基本計画策定の必要性と位置づけですが、1つ目の（1）必要性には、学校給食の基本構想において基本的な方針・方向性・具体的な施策について示された新たな計画が必要であるということや、（2）の計画の位置づけにつきましては、中長期的な視点に立ち、現在ある8か所の給食センターの更新に当たって、新たな給食センターの配置を定めて様々な条件などを整理し、今後の給食センター更新の基礎的な計画として位置づけ、個別の給食センターについては個々に策定をしていくとしています。

38ページ上の2、本市の学校給食センターの現状でございますが、ここでは大部分の給食センターとも改修が必要な時期を迎えておるということと併せて、特に第一学校給食センター、湖東学校給食センターにつきましては、近年、修繕の状況を見ても整備のほうに急がれている状況をお知らせしております。

3の新たな学校給食センターの将来像につきましては（1）としまして、給食実施方法では引き続きセンターの方式、いわゆる現在と変わりませんが、センター方式を採用することとしております。（2）将来の提供食数の推移では、出生の数、それから人口推移のほうから推計、算出しまして、令和10年度時点での提供食数の見込みのほうを示しております。（3）センターの規模・設備につきましては、御飯のほうは業者へ委託の炊飯とし、現在、旧市内ではお弁当箱方式を用いておりますが、それから食缶、いわゆるおひつ型といいまして、子供たちがしゃもじでお茶碗に装う格好への方式へ変更することとしております。また、食育ですとか、地産地消の取組など、アレルギー対応等につきましては、災害時等の対応についても併せて記載をしております。

次ページ、39ページになりますが、上の（4）中長期的な将来像につきましては、将来を見据えまして児童生徒数が減少した場合のセンターの利活用などについて、また、近隣自治体などへの広域的な提供の検討なども記載をさせていただいております。

4としまして、新たな学校給食センター配置計画につきましては、それぞれのケースを比較しまして総合的な評価から、2か所案、または3か所案が妥当だと考えておりますが、現時点でどちらかに決定するというのではなく、様々な御意見を十分に聞きまして検討いたしていくということとしております。また、ここでは、いずれにしても先ほどから申し上げた第一学校給食センター、湖東学校給食センターの整備が急務であるということから、まず、この2つのセンター合わせますと約7,000食を提供しておりますので、この両センターのほうから提供する学校の給食をカバーするためにも両センターを包含した、地図でいう、いわゆる鳥取

市北部エリアのほうに新しいセンターの建設が必要であるということをも具体的に整備計画のほう策定をしていくということとしておるところでございます。

40ページでございますが、上のほうになります、5番目としまして新たな学校給食センターの整備条件でございます。ここでは必要となります整備条件、面積、施設の配置、また、必要な部屋ですとか、建築用地の条件につきまして記載をしているところでございます。

また、下のほうになります、6、今後の進め方でございますが、事業手法を検証していくことなどを記載しておりまして、まとめとしましては、まず、2つ目以降の新たな学校給食センターにつきましても、今後の校区再編の状況、児童生徒の推移など、様々な視点で見極めが必要でございますので、こういったことをしっかりさせていただきながら、いずれにしましても安全安心な給食を安定して提供できる、こういった環境づくりのほうに努めてまいることとしております。

資料のほう、先ほど36ページのほうに戻っていただきまして、3の今後のスケジュールについてでございます。先ほどお話ししました内容で、今月末に本計画を策定としたいと考えておるところでございます。その後第1期目の整備計画の策定に向けましてアレルギーの対応ですとか、候補地、それから設備、それから事業手法に関しまして十分に検討を重ねてまいりたいと考えております。また、これまでの検討委員会の建設候補地の検討の中で、先ほどから申しました鳥取市北部エリアとして上がっておりますのが、例えば千代テニス場ですとか、三津のB&Gの横にあります広場ですとか、千代水スポーツ広場ですとか、旧湖南中学校などの跡地のほうが上がっております。

また、今後のセンター整備につきましてしっかり、繰り返しになりますが、検討を重ねてまいります。また、進捗状況につきましても、今後につきましても御報告のほうをさせていただこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明のほうは以上でございます。

◆浅野博文委員長 はい、御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 報告ということで、今日しか質疑ができないので。失礼しました、加嶋です。

センター方式を取られるということで、既存の各施設にはアレルギー調理室がないまま来られたわけなんですけど、新設したときにはそういった機能が備わることが前提で案が作られたのか、もし、今日は概要版だけだったんですけど、後のほうの資料で何ページの何行目に出ているということがありましたら、それも加えて、その1件だけお尋ねします。

◆浅野博文委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 時間いただきましてすみません。アレルギー専用対応室のほうの検討はいたしておりまして、新センターにつきましてもさせていただくという方向で検討をしております。アレルギー対応の現状につきましては62ページのところがございます。こちらの中で、専用室を建設するというのと、専用室につきましてのところ、例えば73ページにも、こういった部屋を設けていくのかということにも、アレルギー調理室ということで、非汚染区域、いわゆる左側の水色といいますか、あの辺りのところのちょうど真中辺りに書いてござ

います。こういったところで専用室を建設をしていくというふうに記載のほうもさせていただいたとごさいます。以上です。

◆浅野博文委員長 そのほかございますか。はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 はい。金田です。よろしくお願ひします。9月にも一応提案されているの、改めてということなんですけども、その9月の提案のときと変わったところを教えてください。

◆浅野博文委員長 はい、山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。本編のほうの中で、変わったところがございますけども、6の2の今後の進め方というの、一番最後の80ページでございます。6の2、今後の進め方についてでございますが、この中の少し言い回しが、分かりづらい点があるということで変更をさせていただいたところがございます。この内容につきましては9月議会で報告させていただいたところは一旦パブリックコメントを取りました経過とともに、そのパブリックコメントで、こういった御意見があったかというところでお話をした上での案だったわけでございますが、その中で、本編の中では大きく変わることはなかったんですが、その後、定例教育委員会の中で、教育委員さんのほうから御意見をいただいたところで、6の2の今後の進め方の文言の言い回しだけですが、修正があったところがございます。内容については訂正等はございませんでした。以上です。

◆浅野博文委員長 金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 そうですね、パブコメ取ったんですね。その反映というのはまだここには出てきていないですかね。

◆浅野博文委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食山根です。パブリックコメントの内容としまして出ていたのが、事業手法の御意見ですとか、アレルギーの専用室を造ったほうが良いという、どちらかというところの計画内容に影響することではございませんでしたので、素案のほうから案に変わったときには内容を全く修正することなく、変更をしないままで御説明もそのままでございますので変更等はございませんでした。以上です。

◆浅野博文委員長 金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 ありがとうございます。今日は新しい委員会だということで提案だと思いますので、今後、このたびの補正予算でもかなり修繕が第一、第二のほうが出てますんで、かなり早急に改善が急がれている施設なんだろうなと思いますので、また、意見をぜひとも交わしながら進めていけたらと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

◆浅野博文委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取市学校教育情報化推進計画（案）について（説明・質疑）

◆浅野博文委員長 次に鳥取市学校教育情報化推進計画（案）についての御報告をお願いします。安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。鳥取市学校教育情報化推進計画

の策定について御説明させていただきます。資料のほうは付議案等説明資料、資料2の81ページからになります。

まずは81ページを御覧ください。このたび学校教育におきます教育の情報化の基本的な考え方と今後進むべき方向性を明らかにするとともに、教育の情報化を取り巻く現状を踏まえまして、目標達成に必要な施策や事業を体系化・計画化し、具体的かつ恒常的な取組を進めるということを目的にしまして、鳥取市学校教育情報化推進計画を取りまとめました。これまでの経過につきましては81ページの中段に記載しておりますとおりでございます。学校教育情報化推進部会での協議、それからGIGAスクール推進委員会での審議、市民政策コメント、パブリックコメントの実施等を通して本日お示ししております案を取りまとめております。

計画の位置づけとしましては87ページから88ページに示しておりますとおりでございます。学校教育の情報化の推進に関する法律に基づくものでございます。さらには本市の最上位計画となります11次総と、それから鳥取市DX推進方針と第2期鳥取市の教育に関する大綱並びに教育振興基本計画における学校教育の情報化を推進するための個別計画として位置づけております。計画の期間につきましては、令和7年度までの4年間としております。また、国等の政策の見直しや社会情勢等踏まえまして必要に応じて見直しを行うこととしております。

資料の101ページを御覧ください。推進計画の策定に当たって推進体制と進行管理を行うために教育委員会内部組織であります情報化推進本部、情報化推進検討部会、それから外部組織であります鳥取市GIGAスクール推進委員会を設置したところでございます。

資料戻っていただきまして86ページを御覧ください。本基本計画の構成としましては、3つの章立てをしております。第1章に計画策定の基本的な考え方、第2章に学校教育の情報化の経過と現状、第3章に本市学校教育の情報化の方針、この3章立てで構成をしております。本日は第3章に絞って御説明をさせていただきます。

資料は92ページを御覧ください。第3章の組立てですが、まずは大きな目標として目指す方向性を示しております。次いでその方向性を導くための4つの柱と施策、その柱を具現化するための基本的な考え方、具体的な取組、指標及び目標値の設定というふうにしております。

まずは目指す方向性についてでございますが、GIGAスクール構想を中心とした情報化の取組を手段としまして、その結果、第2期鳥取市教育振興基本計画を目指す時代を担う人づくりにつなげて行きたいという願いから、次のようにしております。ICTを自由な発想で活用でき、1人1人の教育的ニーズに応じた子どもたちの学びを実現し、時代を担う人材育成を図るため、学校教育の情報化を推進しますというふうに掲げております。

4つの柱としましては、柱1が子どもたちの学びを広げ、力を高める～情報活用能力の向上～、柱2が教職員の指導力・活用力の向上、柱3が教育の情報基盤の構築、柱4としまして教育情報化に向けた体制整備というふうにしております。

資料は95ページを御覧ください。各内容の組立てでございますが、柱2の教職員の指導力・活用力の向上を例に取って御説明をさせていただきます。ここでは施策の1つとしまして、教職員研修の充実を掲げております。具体的な取組としましてキャリアステージに応じたICT活用研修の実施を通しまして、ICTを活用した授業力の向上や情報モラル教育、デジタル・

シティズンシップ教育の指導力を高めていきます。その取組の指標としまして、ICT活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合というものを指標として定めております。これは文科省が毎年実施をします学校における教育の情報化実態等に関する調査の質問項目と同じものでございます。令和7年度の目標値を100%というふうに掲げております。

このように1例ではございましたが、具体的な取組に対しまして指標と目標値を設定していますが、文科省の調査等の既存の評価項目がないものにつきましては、新たに鳥取市児童生徒情報活用の力調査、これを実施しまして、今後、検証評価を行なっていきたいというふうに思っております。

資料の101ページを御覧ください。各柱に基づく具体的な取組の進行管理についてでございます。指標と目標値を評価の基準としまして、鳥取市GIGAスクール推進委員会でその成果を定期的に検証評価し、施策の改善に生かしていきたいというふうに思っております。

資料の102ページには令和8年度以降も見こした推進スケジュールを示しております。それから103ページから105ページにつきましては国の動向の詳細、それから106ページから109ページにつきましては各種推進体制組織の要綱でございます。それから110ページから116ページにつきましては鳥取県が示します情報活用能力の体系表、117ページからは用語集というふうに資料のページをつけております。

今後の予定でございますが、本日の文教経済委員会での説明の後、12月の定例教育委員会での承認を得て策定を完了する予定でございます。今後も本計画を基に教育の情報化を進展させ、本市の学校教育環境をさらに充実できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。本日も御質問のほうお受けしたいというふうに思っておりますが、今後お気づきの点等がございましたら会期中に対応させていただきますので、声をかけていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

◆浅野博文委員長 御報告をいただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。よろしいですか。はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 あまり資料が膨大過ぎてなかなか頭の中に入りませんが、95ページのところの指標と目標値というところがあります。目標値、令和7年度100%で、実績値、令和3年度92.1%というのが出ていますけども、これはいつから実施された実績値が92.1%、これは到達度なんですか、それとも単純に受講数なんですか、教えてください。

◆浅野博文委員長 はい、安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。この95ページの実績値につきましては令和3年度の調査の数値でございます。

◆浅野博文委員長 金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 いつから取り組まれてこの92.1%が令和3年度実績として出たのかというのを聞いたんですけど。

◆浅野博文委員長 はい、安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校許育課安本でございます。年度ごとの調査でございますの

で、年度ごとに実施している研修を受講した割合、これが全体の92.1%ということですので、複数年間に研修を受けてきた累積ではなくて、年度の中で受けた割合が92.1%ということになります。以上でございます。

◆浅野博文委員長 金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 ちなみに、じゃあ、令和2年度の研修受講数の割合を教えてください。

◆浅野博文委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 ただいま調べております。少し時間をいただきたいと思います。

◆浅野博文委員長 それではそのほかございますか、しばらくお待ちください。吉野委員。

◆吉野恭介委員 私も同じところなんですけど、その研修の受講時間というのは大体何時間ぐらい必要とされているものなのか教えてください。

◆浅野博文委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。理論に関わる研修、それから実技に関わる研修と様々ございますので、長くて2時間というのが最長の時間ではないかなというふうに思っていますが、ちょっと詳細につきましても、それぞれの研修内容を見ないと分かりませんので、1時間か2時間程度の研修だというふうに捉えていただいたらいいのではないかと考えております。

◆浅野博文委員長 吉野委員。

◆吉野恭介委員 ありがとうございます。1時間や2時間で学んで、何か指導ができるというふうな内容なわけですね。ちょっとそこら辺りを教えてください。

◆浅野博文委員長 はい、安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。教員によっては毎年、同じような内容を繰り返し、繰り返し研修して力をつけていくというものもございしますが、新たに内容に出会うようなものもございしますので、研修で知ったことを実施の中で実践をしながら力量を高めていくというものの中にはあるというふうに考えております。以上でございます。

◆浅野博文委員長 吉野委員。

◆吉野恭介委員 教員採用のときに、そういった能力、ICTに関しての能力というのは、問うていくものなのですか。

◆浅野博文委員長 安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。教員採用試験の試験項目に位置づけられております。

◆浅野博文委員長 はい、よろしいですか。はい、安本次長。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。先ほどの金田委員の御質問にお答えします。令和2年度の実績値、研修に関わる実績値は90.1%でございます。以上でございます。

◆浅野博文委員長 金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 なかなか100%目標にされてもね、大変だろうと思うんです。現場もなかなか大変でしょうし、またコロナの中でね、その辺ではしっかり、一、二時間の講習ですから、

どれだけ力がつくのかというのは、それでも研鑽を重ねるしか手がないです。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◆浅野博文委員長 そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆浅野博文委員長 以上で教育委員会の審査を終了いたします。執行部の皆様は退出ください。

【経済観光部】

◆浅野博文委員長 それではそろわれたようなので始めさせていただきます。

経済観光部の審査に入ります。初めに大野部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○大野正美経済観光部長 経済観光部長の大野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびの議会におきましては、経済観光部から一般会計補正予算、そのほか2つの特別会計の補正を上げさせていただいております。加えて、鳥取地方公設卸売市場の再整備に伴います条例の一部改正についても上げさせていただいているところでございます。これに加えて、後ほど報告事項3件上げさせていただいておりますけれども、本日、急遽1件追加で御報告を差し上げるということで、先週の金曜日16日でございますけれども、山陰海岸ジオパークの世界認定の再審査の結果が金曜日に出ております。その件につきましての御報告を後ほどさせていただきますと思います。

本日は、新しい委員さんでの初めての委員会になりますので、順次、自己紹介させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

◆浅野博文委員長 次に執行部の皆さんには自己紹介をお願いします。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 それでは経済観光部経済・雇用戦略課から始めさせていただきます。経済観光部の次長兼経済・雇用戦略課課長の渡邊でございます。渡邊大輔でございます。よろしくお願いいたします。

○黒田洋太経済・雇用戦略課課長補佐 経済・雇用戦略課長補佐兼地域経済係長の黒田洋太でございます。よろしくお願いいたします。

○保木本 淳経済・雇用戦略課雇用政策係長 経済・雇用戦略課雇用政策係長の保木本淳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩崎勝紀経済・雇用戦略課市場開拓係長 同じく経済・雇用戦略課市場開拓係長の岩崎勝紀でございます。よろしくお願いいたします。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課の課長をしています西田茂樹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○太田順二企業立地・支援課課長補佐 企業立地・支援課太田と申します。課長補佐でございます。よろしくお願いいたします。

○山根裕史企業立地・支援課誘致・振興係長 企業立地・支援課誘致・振興係長の山根裕史と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課長をしています平井宏和と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- 前田武志経済観光部参事 経済観光部参事兼鳥取砂丘ビジターセンター館長の前田武志と申します。よろしくお願ひします。
- 西垣拓二観光・ジオパーク推進課課長補佐 観光・ジオパーク推進課課長補佐兼観光政策係長をしております西垣と申します。よろしくお願ひします。
- 川口 隆観光・ジオパーク推進課観光振興係長 観光・ジオパーク推進課観光振興係長をしていいます川口隆と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 網田 正企業立地・支援課参事 企業立地・支援課参事の網田正と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- 林 公博関西事務所長 関西事務所所長の林公博と申します。よろしくお願ひいたします。
- ◆浅野博文委員長 以上でよろしいですね。

議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

- ◆浅野博文委員長 それでは議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題と申します。

執行部より説明をお願いします。渡邊次長。

- 渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。それでは一般会計補正予算、経済観光部に関する部分についての御説明をさせていただきます。補正予算につきましては、本日お配りしております資料1において説明させていただきますので、資料1を御確認くださいませ。

まず、3ページ歳入でございますが、歳入につきましては企業立地・支援課、歳出事業に関連しております。したがって、歳出の事業で併せて御説明をさせていただきます。

続きまして歳出の説明に入ります。4ページをお開きくださいませ。06 商工費、01 商工費、01 商工総務費、01 職員費でございます。予算ページは59ページ、職員費291万1,000円の増額でございます。これは例年この12月補正で各部局とも補正計上しておりますが、経済観光部3課、関西事務所の職員費、共済費と人件費の決算見込みによる補正でございます。

続きましてその下です。03 事務費、予算書59ページ、補正予算事業別概要は37ページの上段でございます。事務費188万5,000円をお願いするものでございます。本事業は事務費とございますが、内容は令和3年度鳥取市の地域振興チケット、事業者の未換金部分の補填でございます。別資料にて説明をさせていただきます。資料2の3ページをお開きくださいませ。令和3年度鳥取市地域振興チケット事業者未換金分の補填についてでございます。背景のところで書いてあります。新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、大きな影響を受けられました市内各事業者の売上げの向上に資するというを目的としまして、鳥取市の地域振興チケットを消費者に販売し、消費意欲の喚起に取り組んできたものでございます。令和3年度の地域振興チケットにつきましては、本年、実は8月頃に一部の事業者から使用済みのチケットで未換金のものがあるという旨の申出をいただきました。換金に対応してほしいとの要請でございました。事業につきましては、令和3年度事業ということで昨年度の国の臨時交付金を財源として実施しておりまして、国に対しての精算というものは既に完了しております。事業として

も完結をしているところでございます。ただし、本事業の趣旨でもございます市内の事業者の皆様への支援という面から、未換金チケットの一部ではございますが、補填を行いたいというふうに考えておるものでございます。

換金状況及び補填対応についてということでございます。補填の金額の考え方でございます。表を御覧くださいませ。地域振興チケット販売額は完売で5億円でございます。そのうち、事業者様から換金が行われた額は4億9,387万5,500円ということでこの金額につきましては、事業者様に行き渡ったお金と言えます。残額は612万4,500円で、残額が生じたものは事業者が換金をしていなかった、または市民の皆様がチケットを紛失したなどの理由で、チケットを未使用だったということが考えられます。

さて、残額のうち70%、428万7,150円は市民の皆様がチケットを購入された額でありまして、本市へは昨年度、雑入として受入れをさせていただいております。また、残りの30%、183万7,350円につきましてはプレミアム部分ということで国の交付金を充てておりまして、昨年度事業の精算というものをしております。このたび返還をさせていただく金額は、この市が雑入として受入れをさせていただいた金額の部分、チケット額の70%を補填をするものということでございます。下の図表でお示ししておりますので、御確認いただければというふうに思います。このたびの補正額につきましては188万5,000円でございます。これは補填を実施するに当たりまして、昨年度の登録事業者様に急遽アンケートというものを実施して、未換金の部分があるかどうかということをお聞きして、アンケートの回答率など、そういったものを考慮しながら金額を算定したものでございます。

3の今後のスケジュール、予定でございますが、今後は改めまして事業者の方に未換金の有無というものを確認し、補填契約というものを締結してお支払いをさせていただくという手続を踏ませていただくというものでございます。

説明は以上でございます。

◆浅野博文委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。続きまして資料1の4ページの、次の下でございますけれども、商工業振興費、中小企業金融対策費、コロナ克服特別金融支援資金利子補助金574万8,000円の増額の補正でございます。これにつきましても資料の2の5ページに説明資料を作っておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。これは令和3年4月から令和4年3月に申し込まれました新型コロナウイルス対策向けの地域経済変動対策資金のうち、無利子融資を行った金融機関に対して補助をする制度でございます。委員の皆様は交代されていらっしゃると思いますので、少し制度の説明をさせていただきます。

この新型コロナウイルス対策向け地域経済変動対策資金でございますけれども、その地域経済変動対策資金というものは、県と市の協調によります制度融資のうちの1つの資金でございます。制度融資というのは何かといいますと、県市によりまして利子補助でありますとか、預託金によりまして市中金利より利率を下げ、なおかつ信用保証協会が債務保証するというので、金融機関にとりましては保証協会の保証が入るということでリスクが軽減されて、貸出しがしやすくなるということと、事業主にとっては比較的低金利で借入れすることができるというも

のでございまして、この資金の使途によりまして、融資条件や融資内容が異なる資金のバリエーションがございまして、また、県市の支援によりまして、さらに利率を下げ借主に対する負担軽減を図っている、そういう資金もございまして、その中で、この地域経済変動対策資金というのが、地域経済に大きな影響を及ぼすような経済変動事象によりまして、売上高等の減少などの影響を受けた事業者に対する融資でございまして、それで、新型コロナウイルス感染症、これも経済変動事象として指定をされております。それがこの新型コロナウイルス対策向けの地域経済変動対策資金でございまして。

この融資の受付につきましては、令和2年2月から開始をいたしまして令和3年3月までに借入れの申込みをされた分につきましては、国が一部利子を3年間補助をしております。また、地方自治体によりまして利子補助制度に対しまして、コロナの臨時交付金が充当できるということで、鳥取県におきましては新規の貸付けから5年間無利子としております。この利子補助の事業につきましては、その国の利子補助制度が今年の3月で終了したということですが、鳥取県におきましては、令和3年4月以降も同じ内容でこの融資の取扱いを継続し、なおかつ県市の負担による利子補助制度を、継続をしてきたものでございまして。

資料の5ページのところのまず、利子補助の概要でございまして、対象者につきましては、先ほど申し上げました令和3年4月から令和4年3月までに申し込まれた新型コロナウイルス対策向けの地域経済変動対策資金のうち、無利子融資を行った金融機関に対してでございます。補助機関につきましては新規の貸付けから5年間でございます。補助の対象というのは、利子の0.7%相当としておりますけれども、ちょっとこの利子負担のイメージを図示したものを下に示しております。地域経済変動対策資金の本来の利率が1.43%でございます。コロナ向け資金につきましては、まず、そのうちの0.73%の部分を県が負担をしまして、金融機関へ補助しております。それで、残りの0.7%の部分につきましては、県が金融機関に対して補助をする自治体に対しまして補助をしております。鳥取市につきましては、県からの補助を受けまして0.7%の部分を金融機関のほうに補助をしておるものでございまして。その融資期間がこの5年間ということでございまして。

このコロナ向けの地域経済変動対策資金につきましては、中ほどに概要等がございまして、売上げの減少要件が、前年度同期に比べまして15%以上減少している法人か、5%以上減少している個人事業主、これにつきましては融資期間10年で据置き最長5年間ですが、利率をゼロにすると、当初5年間をゼロにすると。それで、6年目から残りの期間につきましては、通常の利率の1.4%にするというものでございまして。また、売上げの減少が5から15%以内の法人につきましては、利率を0.7%まで下げて5年間の利子を負担していただくと。それで6年目以降は通常の1.43%に戻るというものでございまして。保証料につきましては、これ10年間ゼロということで、これは県が保証協会へ補助をしてゼロにしているものでございまして。保証人につきましては原則無担保ということで、これ8,000万円までが無担保となっております。融資の限度額が3億円というものでございまして。この市によりまして利子補助制度につきましては、この（1）の部分についてのみでございまして。

この補正の理由ですが、この令和4年度の当初予算編成時に、この令和3年12月以降、

この資金自体が令和4年の3月までの融資申込みで終了しておりますけれども、残りの4か月間程度ですね、融資の実行額を推計をしておったんですけれども、それ以上に、最後の駆け込みで融資実行が増えたということもございまして、この1年間の融資実行が当初は500件の約70億円というふうに見込んでおりましたけれども、実績としましては581件、80.8億円ということで、融資実行額の増に伴いまして、この利子補助額も予算が足らなくなったというところでございます。それで、補正予算額のところでございますけれども、決算見込みとしまして5,107万2,000円と計上させていただきまして、差引き574万8,000円が不足しているということで、これを、予算を上げさせていただいております。財源につきましては歳入のほうにありますもので2分の1が県の補助金でございます。

続きまして資料1に戻っていただきまして、その下でございます。企業誘致促進事業費、企業誘致推進費17万7,000円の減額補正でございます。会計年度任用職員の人件費の増減に伴います補正でございます。本課におきましては、この課内に企業支援推進員を1名、それから関西事務所の中に企業立地コーディネーターを1名配置しておりますけれども、この2人の人件費の増減による補正でございます。

続きましてその下でございます。SDGs未来都市推進事業費、これも会計年度任用職員の人件費の増減と、それから収支でいいますと増減ゼロでございますので、事業費の組替えを行っております。人件費の増額部分を事業費の印刷製本費と調整をさせていただきまして、プラスマイナスゼロとさせていただいたとる補正でございます。

以上でございます。

◆浅野博文委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 ページをおはぐりくださいませ、5ページでございます。

42、雇用対策事業費、予算書ページは59ページ、職業紹介事業費5万7,000円の減額でございます。これは先ほどもございましたが、会計年度職員、働き方・キャリア支援員の人件費の決算見込みによる補正でございます。以上でございます。

◆浅野博文委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井でございます。引き続きまして観光費のほうに移ります。ループバス運行支援助成費でございます。事業別概要が38ページの上段、補正額が245万8,000円となります。こちら新型コロナウイルスの影響を受け、ループ麒麟獅子の利用者、運賃収入、こちらは比較的今年度回復傾向にはありますけれども、コロナ前に比べて減少しているという状況から、今年度のこの不足する運行経費の部分を支援させていただくものでございます。補正額のうち、196万6,000円につきましては、コロナ克服・新時代開拓臨時交付金を充当しております。補正額の算出ですけれども、4月から9月の1日当たりの平均利用者数が約154人ということになります。この154人を基に10月から来年3月までの運行日数、これ58日、その58日と利用人数が8,932人と見込みまして、年間の乗車券販売収入を594万1,000円と算定させていただいております。これに本市からの委託料、当初予算にあります委託料724万9,000円、こちらを合わせて収入の見込額を1,319万円と算定をさせていただきまして。それで支出のほうですけれども、バスを運行いただきますバス会社への運行

経費といたしまして1,428万円、ほかに車内のWi-Fi代、あるいは時刻表の印刷など支出の総額が1,564万8,000円という見込みになりまして、先ほどの収入との差額が245万8,000円ということで要求をさせていただくものでございます。参考までにですけれども、11月末現在のループ麒麟獅子の利用者数が1万3,860人という数字になっております。

続きましてその下でございます。観光地施設整備事業費でございます。事業別概要書38ページの下段、補正額が71万4,000円となります。こちらは燃料費の高騰により値上がりしております電気料金に対応するため、不足する観光施設の光熱水費を計上するものでございます。主には市内の平和塔、それから所管替えになりましたサイクリングターミナル、それから青谷、国府等の公衆トイレ、それから鳥取インターチェンジや国道9号の観光案内看板、鹿野温泉入り口の観光案内看板などの電気代が対象となっております。

続きましてその下ですね。観光施設運営事業費特別会計への繰り出しということで、事業別概要書39ページ、補正額が19万1,000となります。こちら詳細は特別会計のほうで御説明させていただきますが、燃料費の高騰により値上がりしている浜村温泉館の電気料金、それから自家用電気工作物の修繕に対応するため、特別会計のほうに繰り出しをさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

◆浅野博文委員長 それでは聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第145号令和4年度鳥取市温泉事業費特別会計補正予算（説明）

◆浅野博文委員長 それでは次に進みます。議案第145号令和4年度鳥取市温泉事業費特別会計補正予算を議題とします。

執行部より説明をお願いします。平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。そうしましたら、委員会資料の6ページ、7ページのほうお願いいたします。事業別概要書は80ページのほうを御覧ください。

まず、初めに歳入でございます。温泉事業特別会計の歳入でございますけれども、令和3年度の決算の確定に伴います温泉使用料の滞納繰越分の補正額が3万6,000円、それから温泉施設使用料といたしまして、温泉施設用地を工事用車両の駐車場として使用したことによります行政財産の使用料、こちらの補正額が3,000円。それから利子及び配当金として温泉事業基金繰替運用利子の確定による補正額としまして1,000円。最後に令和3年度の決算の確定に伴います前年度繰越金としての補正額が46万2,000円ということで、歳入の合計が50万2,000円となります。

続きまして、7ページの歳出のほうに移ります。初めに維持管理費でございます。こちらの温泉事業費の特別会計、浜村温泉それから鹿野温泉のこの2温泉の管理をするものですけれども、こちらの温泉の設備点検や修繕などの維持管理、それから温泉使用料の賦課に係る事務を行っ

ておられます会計年度任用職員さんの時間外手当など10万1,000円。それから電気料金の値上げに伴います温泉施設のこの光熱水費、こちらのほうが432万3,000円。それから決算見込みによります委託料として102万9,000円の減額、こちらの減額を含めまして、総額339万5,000円を計上させていただくものでございます。その他の財源ですけれども、温泉配当負担金165万円、温泉使用料127万円、前年度繰越資金47万2,000円、温泉施設使用料3,000円を充当しております。

その下の温泉事業基金積立金でございますけれども、こちらの補正額が289万3,000円の減ということでございまして、先ほどの維持管理費の増額に伴いまして、基金積立金のほうを減額させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

- ◆**浅野博文委員長** はい、聞き取りにくかった点、用語の確認等のある方は挙手願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第146号令和4年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算（説明）

- ◆**浅野博文委員長** 次に議案第146号令和4年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算を議題とします。

執行部より説明をお願いします。平井課長。

- 平井宏和観光・ジオパーク推進課長** 観光・ジオパーク推進課平井です。そうしますと、観光施設運営事業費特別会計のほうの説明をさせていただきます。委員会資料のほうが8ページと9ページ、事業別概要書は81ページのほうを御覧ください。

初めに歳入でございます。歳入は一般会計からの繰入金といたしまして19万1,000円、それからその他利用料といたしまして、浜村温泉館使用料ということで3万9,000円、合計が23万円ということになります。

続いて9ページのほうです。歳出のほうになります。温泉施設管理費ということで補正額が23万円。内容でございますが、燃料費の高騰に伴います浜村温泉館の電気料金の増額分として17万2,000円。それから資材費の高騰に伴います自家用電気工作物を収納しておりますボックスの修繕費の不足分として5万8,000円、こちらが内訳となります。その他財源の諸収入は施設を利用されておられます小規模作業所の施設使用料を3万9,000円ということになります。

説明は以上でございます。

- ◆**浅野博文委員長** 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第158号鳥取市公設地方卸売市場条例の一部改正について（説明）

- ◆**浅野博文委員長** 次に議案第158号鳥取市公設地方卸売市場条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。そうしましたら、お手元の資料2の7ページをおはぐりくださいませ。議案第158号鳥取市の公設地方卸売市場条例の一部改正についてでございます。付議案書は69ページでございます。資料2を使って御説明をさせていただきます。

関連事業者の定義に係る条例改正の内容等についてということで資料作らせていただいております。改正の目的は、卸売市場再整備事業の実施を前提に協同組合鳥取総合食品卸売市場、以下市場組合というふうにいいますが、市場組合から鳥取市公設地方卸売市場の敷地内に存在しながら、民有地であった関連事業者の不動産を、この再整備に伴い寄付ということで受納いたしました。このため、鳥取市の公設地方卸売市場におきまして、本市の所有する土地・建物を利用する関連事業者ということになりましたので、その条例に定義、それから手続など、そういったものを定めるということでございます。

経過を申し上げますと、昭和48年市場の開設当時は関連事業者の皆様も市有地の中で事業者として条例に位置づけられて事業を実施されておりました。そのときの条件の中で、15年間賃借料払った後には土地施設等を譲与するというようになっておりまして、昭和63年に関連事業者に譲与というものが行われておりました。そのとき、この市場条例からも関連事業者、削除されていたこととなります。このたび復活ということとなります。

改正の内容でございます。改正の考え方は無償譲与を実施した昭和63年以前の市場条例、それから現在の中央卸売市場の条例・規定、そういったものに倣い設定をするということでございます。合わせて文言の修正といいますか、暴力団関係の規定など、所要の整理を行ったものでございます。

(1)です。関連事業者の定義・許可に係る手続、これは条例15条でございます。現在の既存の事業者の営業を毀損させずに、交付金等の受給を鑑みながら、国の通知と齟齬がないように改めて設定をさせていただいたものでございます。

(2) 関連事業者の許可基準、第16条でございます。関連事業者の許可基準、昭和63年以前の条例の記載と同一ということでさせていただいております。

(3)の関連事業者が預託する保証金、これは第17条でございます。保証金というものの意図は、市場使用料等の納入いただくこととなりますけれども、そちらに対しての保証ということでございますが、再整備実行するまでは使用料の納入を求めないと、再整備が終わるまでは使用料の納入を求めないということで考えておりまして、既存の事業者には預託は求めないという附則を記載しておるところでございます。

4番目の関連事業者の許可取消事由などということでございます。条例でいきますと18条19条でございます。取消しに関する理由、そういったものが書いてございます。

それから5番、市場使用料の減免規定ということでございます。これは条例でいきますと第50条の2ということでございます。使用料につきましては、昭和63年以前の金額を記載させていただいております。ただし、再整備実行完了までは関連事業者からは使用料の徴収は行わないということにしております。再整備完了後に、そのときに経費を踏まえた使用料を再設定

をさせていただくということになります。

資料おはぐりいただきまして8ページでございます。こちらは、本条例とは直接関係はございませんが、鳥取市の公設地方卸売市場の再整備に当たる経過、また、再整備後の配置など、改めてお示しをしているところがございますので御覧くださいませ。現在、再整備事業は設計施工工事を請け負っております業者、八幡コーポレーションを代表企業としますコンソーシアムにおきまして、基本設計の作成に取り組んでおるところでございます。

説明は以上でございます。

◆浅野博文委員長 聞き取りにくかった点用語の確認等がある方は挙手願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取市中小企業・小規模企業振興ビジョン（素案）に係る市民政策コメントの実施について （説明・質疑）

◆浅野博文委員長 続きまして報告に入ります。

鳥取市中小企業・小規模企業振興ビジョン（素案）に係る市民政策コメントの実施についての御報告をお願いします。渡邊課長。

○渡邊大輔次長兼経済雇用戦略課長 経済雇用戦略課渡辺でございます。そうしましたら、資料9ページ御覧くださいませ。鳥取市中小企業・小規模企業振興ビジョン（素案）に係る市民政策コメントの実施についてということでございます。資料2の9ページ及び資料3振興ビジョンの素案をつけさせていただいておりますので、そちらで説明をさせていただきます。本ビジョンは、現在素案を作成した段階です。今後、市民政策コメントを実施するに当たりまして、本委員会におきまして素案を御確認いただき、御意見等を賜りたいというふうに考えております。

これまでの取組でございます。本市では地域経済を取り巻く様々な環境、そういったものに対応すべく平成20年に第1期として作成しました鳥取市経済活性化戦略、こちらを皮切りに以降4期にわたりまして地域経済の振興、それから雇用の創造ということに関わりまして指針を作りまして、戦略的に取組を進めてまいったものでございます。

第4期となります鳥取市経済成長プラン、こちらは計画期間が平成30年から令和4年度までという5年間ということでございまして、今年度、期間が満了ということになります。改めまして第5期に当たるこのたび策定するビジョン、こちらをお示しさせていただくものでございます。

2、鳥取市中小企業・小規模企業振興ビジョン（素案）の概要でございます。まず、位置づけでございます。第4期に当たります鳥取市経済成長プラン、こちらは今年度で計画期間を終えます。期間内には新型コロナウイルス感染症、そういったものにより、大規模な経済の変化を経験してまいりました。経済の縮小というものはもとより新しい生活様式の進展でありますとか、デジタル化の加速、そういったものでございますが、これまでになかった社会変化、波が押し寄せてきたと感じておるところでございます。

このたびはビジョンという形にしております。第4期はプランというものであります。プランでございますと計画ということで、詳細な設計図を皆様にお知らせするということとなります。ビジョンといいますのは、目指すべき将来への姿、そういったものをお示しするという考え方でございます。目指す将来をしっかりと見据え、目まぐるしいこういった時代の流れでありますとか、経済情勢の変化、こういったものに柔軟に取り組むことができるようにビジョンという形にしたものでございます。本ビジョンは上位計画、総合計画でありますとか、創生総合戦略、それから鳥取市の中小企業・小規模企業振興条例、こういったものの理念に基づく5年間の施策の推進、在り方というものを示したものでございまして、計画期間は令和5年度から令和9年度の5年間ということで考えております。

政策における経過、今後の予定というようなものはこちらに書いております、御確認いただきたいと思いますが、市民政策コメントを実施した後、市民の御意見等を取り入れながらビジョンの案を策定し、中小企業・小規模企業振興会議、こちらにおきまして御議論いただいて完成をさせていくというものでございます。本日、委員の皆様には御意見をいただきたいというふうに考えておりますが、本日以降におきましてもお気づきの点等がございましたら、市民政策コメントの期間内で対応をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

それでは資料3、御確認いただきたいと思っております。素案概要を説明させていただきます。資料3おはぐりいただきまして2ページ目次でございます。1、2、3、4ということで、ビジョン作らせていただいております。

まず、3ページの鳥取市中小企業・小規模企業振興ビジョン基本的な考え方でございます。1、ビジョンの策定の背景・目的、それと2、ビジョンの位置づけと計画期間でございます。こちらにつきましては、先ほど資料2の説明の中で触れさせていただいておりますので割愛をさせていただきます。

続きまして資料4ページでございます。地域経済を取り巻く現状、様々な統計資料からデータを収集しまして本市の現状と全国の中小企業の現状というものをお示しをさせていただいております。まず、4ページから9ページまでは本市の現状でございます。人口動向、それから産業の現状、景気の動向、雇用の状況ということでデータを記載しております。人口動向につきましては、人口減少が続いていくこと、そして特に15歳から64歳の生産年齢人口、そうやって言われます生産年齢人口というところの減少は顕著に表れてきているのではないかということが見てとれるということ。また、8ページ、雇用の状況でございますが、有効求人倍率は1.0を上回っております。しかし、職種別に見ますと、職種ごとに求職者数と求人数に相違というものが出てございまして、雇用でミスマッチ、そういったものが生じておることが言えると思っております。

おはぐりくださいませ。10ページでございます。10ページから13ページまでにつきましては、全国中小企業の現状ということでございます。新型コロナウイルス感染症の影響、それからデジタル化の推進、それから新しいテーマへの取組、事業継続計画の取組でございますとか、起業への意識といったものを記載しております。こちらは中小企業白書、小規模企業白書、そういったものからデータを参照させていただいておりますので御覧くださいませ。

続きましてページ14ページでございます。14ページは施策の柱と数値目標ということでございます。ここからが本ビジョンの肝となるところと言えるというふうに思います。まず、施策の柱でございますが、本ビジョンでは中小企業・小規模企業振興条例における中小企業・小規模企業の振興というものを、経済成長軌道への転換というふうに定義をさせていただき、この実現に向けて柱を2つ掲げて取り組むところでございます。

1つは、社会構造の変化を捉えた労働生産性の向上、もう1つは、雇用情勢の変化にも対応できる多様な労働力の安定的確保でございます。その下、数値目標でございます。本ビジョンの数値目標は第11次総合計画、また、第2期の創生総合戦略、こちらにおける数値目標を踏襲させていただいております。上位計画を経済分野で支えるということで、それぞれの計画の達成にしっかり寄与するものと、そういったことにしたいということでございます。

続きまして15ページでございます。基本方針でございます。このページでは本ビジョンの体系をお示しさせていただいております。中小企業・小規模企業の振興イコール経済成長軌道への転換というもので、そちらを達成するために2つの柱を施策の基本事項としまして、関係機関で共有・連携して事業を進めてまいります。その事業を策定する基本方針、そちらは下にありますが、(1)の経営安定化から(12)の企業誘致ということで掲げさせていただいております。

おはぐりいただきまして16ページでございます。ここからは本ビジョンの基本方針ということでございますが、16ページから最終の27ページまでは、先ほどの(1)から(12)の各基本方針の主旨、そちらをお示しし、その方針のテーマ、目的でございますね、テーマ、それとその内容、狙いというものを明記しておるところでございます。

(1)は経営の安定及び改善を促進しますというふうでございます。強く安定した経営基盤つくっていただけるような人的資源の質的向上と安定した経営を下支えしていくための支援団体との連携を図るというものでございます。

次のページ、(2)産業の高度化・多様化を促進しますということでございますが、リモートワークだとか、脱炭素社会、DXデジタルトランスフォーメーション、こういった新しい流れに乗り遅れることなく、鳥取市内の総生産額の増加、そういったものを図るということでございますし、第3の生産性の向上及びサービスの効率化による事業の高付加価値化を進めます、こちらには、労働生産性を増加させるために新しい技術を使いながら事業の効率化、それから生産性の向上に取り組むということ、継続的な賃上げにもそういったものがつなげていただきまして、労働者の所得の向上を図っていくということでございます。

4番、円滑な資金調達を推進します。こちらは事業者の資金繰りを支援するための制度融資、それからその他の支援策、こういったものを実行するものでございます。

おはぐりいただきまして基本方針の5、国内外への販路及び取引の拡大を促進するというところでございます。人口減少やサプライチェーンのグローバル化、そういったもので、市場の縮小、取引先の多様化、そういったものがございます。インターネット等を活用して国内外を問わず情報発信や取引ができる体制の構築を支援するというところでございますし、基本方針6になりますと、地域内の経済循環の活性化を推進するというところで、地域内の資金、そういった

ものが地域外に流出する場合が増えておりますが、そういったものを減らし、逆に地域内に還流させるということを考えていくというものでございます。

おはぐりいただきまして、基本方針7、人材の育成、確保、定着の推進と雇用の創出ということでございます。先ほども説明しましたが、有効求人倍率1倍を超えておりますが、職種によっては偏っているというミスマッチございます。鳥取で働きたくなる環境ということをつくるということも含めて挑戦してまいりたいというふうに考えております。

基本方針8、労働環境の改善を促進します。様々な働き方の導入でありますとか、ワークライフバランス、働き方改革の推進ということを進めてまいります。

おはぐりいただきまして基本方針9、起業・創業を促進します。起業などの新事業の創出というのは、地域産業に刺激も与えますし、地域の活性化の源泉となるというものでございます。起業のまち鳥取という取組をより進化させていくものでございます。

10番、円滑な事業継承を推進します。こちらは中小企業、小規模企業というのは、雇用や技術の担い手として経済社会を支える貴重な存在というものでございますので、事業の継承による世代間、世代交代でありますとか、M&A、そういったものを効果的に支援していくものでございます。

おはぐりいただきまして基本方針11、6次産業化の推進と農商工及び産学官の連携強化ということでございます。農商工連携、産学金官連携を促進していくものというものでございます。

最後の基本方針12、中小企業・小規模企業の事業活性化の推進に資する企業誘致を推進するということです。新しいビジネスを敏感に捉えながら誘致につなげていきたいということでございます。

以上、口早くちょっと説明しましたが、説明は以上でございます。

◆浅野博文委員長 はい、御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。よろしいですか。はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 ごめんなさいね、あんまり勉強してないもんですから教えてほしいんですけど、7ページの景気動向の指数、経済動向のグラフがあるんですけども、図8は、鳥取県の景気動向指数というのは右上がりでは上がってきているんですけども、下側の先行指数の鳥取県の景気動向指数というのは右下がりになっているんですけど、ここはどういうふうに捉えればいいのか教えてください。

◆浅野博文委員長 はい、渡邊課長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 鳥取県の経済動向を出典をいただいておりまして、そこらを確認しながら作らせていただいたものでございます。景気動向の指数は、毎月毎月の動向を上げさせていただいておるところですが、景気動向の先行指数、一致指数ではなく先行指数のほうは数か月単位、3か月、たしか3か月だったと思うんですけども、3か月単位の景気動向を先行して計上していくというものでございまして、こちらのほうも緩やかではございますが、下がり幅は減ってきておるといふふうなものでございまして、両方併せて一応持ち直しの方向が見られるというふうな判断でございます。以上でございます。

◆浅野博文委員長 はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 ありがとうございます。勉強します。

◆浅野博文委員長 はい、よろしいですか。吉野委員。

◆吉野恭介委員 私もあまり勉強してないですけど、14ページなんかの数値目標が書いてあるわけでありまして、これ見ると、ああこのようにってほしいなって思うわけでありまして、絵に描いた餅にならんようにしてほしいなと思うわけですが、6ページの一番上の労働生産性の都道府県比較、この棒グラフがあるわけですが、自分のとこだけが伸びるわけじゃなくてほかにも伸びていくというふうにも思っているんですけど、そうしたときに、雇用だとかっていったことにはなかなか、やっぱり若者の県外流出というところを思うと、やっぱり他県に比べて、他の自治体に比べて、鳥取がもっとぬきんでるよというような部分をつくっていかないといけないと思うんですけど、そういった目標になっているのか、よそと比べてこの目標はどうかという辺りをちょっと教えていただけないですか。

◆浅野博文委員長 はい、大野部長。

○大野正美経済観光部長 この労働生産性の問題については、基本的にはやはり労働生産性の高い低いというのがやっぱり給与水準の高い低いにほぼ直結してるということで、労働生産性が高いところに人は集まっていくということですので、やっぱりここを上げていかないとなかなかやっぱり人口も戻ってきてくれないということで、これ非常に重要な指標じゃないかなというふうに思っております。これ単位、労働時間当たりの例えば給与額とか、そんなものも1つの労働生産性の指標になるのかなと思っておりますけども、そこをどうやって上げていくかということで、もう1つ一方で、今の現状で言いますと、労働力がもう圧倒的に不足しているという状況がございます。先ほど雇用がミスマッチの問題も申し上げましたけども、これミスマッチ以前に、指標見ていただいたら分かると思うんですけども、まず、圧倒的に求人に対して求職者が足りてないという状況があります。この状況をどうやって改善していくかということも併せて考えていかなきゃいけないということで、まず、1つは、多様な労働力というふうなところにいれていきますけども、多様なというのは、例えば女性のもっと社会進出が進められないとか、あと高齢者も、もっともっと働きたい高齢者もたくさんおられますので、そういった方々も働きやすい、女性も高齢者も働きやすい、そういう環境を企業につくっていただくことよって労働力不足を解決するという方向にできないかというようなことも施策の中で考えていかなきゃいけないというふうに思っております。生産性につきましては、例えば製造業でいいますと、労働力が足りないのであれば自動化を進めて生産性を上げていくという方法もございまして、労働力の不足をどう補うかということと、もう1つは、労働力はなくても対応していける、そういう形態に企業も変わってもらうための設備投資の支援というのも、今まで経済観光部でも力を入れて行ってきたということでございますので、そこも引き続き、これから地元企業の支援をやっていききたいというふうに思っております。以上です。

◆浅野博文委員長 はい、吉野委員。

◆吉野恭介委員 ありがとうございます。26ページに連携のことが載っていると思うんですけど、基本方針の11ということで、産官学の連携っていうのはとっても大事だと思っておりますが、例えば国の機関を引っ張ってくるだとかっていったようなこともあろうかと思うんですけど、

その教育だとか、観光だとかいろんな分野に働きかけっていうのは、鳥取の市役所の中でもほかの部署への働きかけっていうのはどのような仕組みでやっていこうと考えられておるのかという辺りが載ってなかったんで、そこら辺を教えていただければと思います。

◆浅野博文委員長 大野部長。

○大野正美経済観光部長 他団体との連携ということで、これ、日頃から商工団体と常に情報交換はさせていただいております。それで、もう1つやはり大学との連携っていうところがもう1つやっぱり足りてなかったんだろうなというところもやっぱり感じておりますんで、そこは今、環境大学、鳥取大学含めていろんな連携模索していきたいと思っております。まず1つは、今、脱炭素先行地域の取組に私ども今、力を入れようとしております。エネルギーの問題というのは、今、非常に重要な問題だと思っております。今、物価の高騰と言われてますが、経済指標で見ますと、鳥取県で一番何が高騰しているかといいますと、電気代が、これは直近の数字で対前年度同月比で約24%ぐらい電気代が高騰しております。ここは飛び抜けて大きくなっている。次がガス代とか、やはりエネルギーのところ非常に大きくなってきているということもありまして、脱炭素先行地域の取組で再生可能エネルギーの地産地消進めていかなきゃいけないというふうなことで、脱炭素先行地域の、今、取組を力を入れようとしております。それでその中にも環境大学に入らせていただいて、一緒に連携して取組ができないかということも今も話を進めているというところがございますし、あとは鳥取大学につきましては、例えば町なかの活性化とか、そういったところの知見が活用できないかとか、そんなことも含めて連携考えていきたいというふうに思っております。以上です。

◆浅野博文委員長 はい、吉野委員。

◆吉野恭介委員 ありがとうございます。脱炭素の取組は頑張ってやってほしいなと思いますし、あと、地域連携というようなことも併せてぜひ検討いただければなと思っておりますので、これは要望でよろしく申し上げます。

◆浅野博文委員長 そのほかございますか。はい、米村委員。

◆米村京子委員 1点だけ。さっきから地域連携ということで、大学との連携ということを言われているんですけども、ほんとに町の中に大学の方たちが一生懸命ね、空き店舗利用しながら頑張っているんですね。だけど、空き店舗だけじゃないと思うんですよ、この大学との連携については。今までちょっとあまりにもなさすぎたなど。前も言っていたことあったんですけど、なかなか鳥大にしる、単発的にはあったんですけど、なかなかまとまってきた形がなかつたっていうのをやっぱりこれからどンドン進めていかなきゃいけない課題じゃないかなと思っておりますけど、どうお考えでしょうか。

◆浅野博文委員長 渡邊課長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 ありがとうございます。経済・雇用戦略課渡邊でございます。先ほど部長のほうからも御説明がありましたが、大学との連携というのはやはり重要なことだというふうに考えております。地域にある知見をこの地域のほうで使っていただくということは大変重要なことであるというふうに考えておりました。企画推進部のほうもやはりそういうこともしっかりと考えたいということで大学の連携、これからもう少ししっかりとや

っていくというような方針も出されておるようでございます。そういったものに我々も呼応させていただきますまして、先ほど言いましたように、おっしゃるとおり、空き店舗だけではなくいろいろなことに様々な知見をいただけるようなそういった部分で取組をさせていただきたいというふうに思いますので、これからも御協力よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

◆浅野博文委員長 よろしいですか。そのほかございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

地域経済変動対策資金（令和4年度高病原性鳥インフルエンザの県内発生に伴う経済変動）の発動について（説明・質疑）

◆浅野博文委員長 次に地域経済変動対策資金（令和4年度高病原性鳥インフルエンザの県内発生に伴う経済変動）の発動についての御報告をお願いします。西田課長お願いします。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。それではまた資料2の11ページをお開きいただきたいと思います。資料に基づいて御説明をいたします。地域経済変動対策資金、先ほど御説明をコロナ向けということで説明させていただきました。その資金に、この鳥取市内の養鶏場におきまして高病原性鳥インフルエンザが発生したことに伴い、企業活動に影響を受けた関連中小企業者等の資金調達を支援するために、この新たな経済変動事象として令和4年度高病原性鳥インフルエンザの県内発生に伴う経済変動が12月1日付で指定をされたところでございます。指定されたということで、同日付で融資の取扱いを開始をいたしておるところでございます。

融資制度の概要でございますけれども、融資対象者としましてはこの11月30日に発生しました高病原性鳥インフルエンザの影響を受けました市内中小企業者等で、令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間のうちの1か月の売上高、または売上高の見込みが前年の同月の売上高に比べて5%以上減少しているという事業者が対象となります。資金用途につきましては運転資金、設備資金、借換資金として使えます。ただし、借換資金のみの場合は不可となっております。融資期間につきましては10年以内、うち据置きを3年取ることができます。融資利率につきましては、これは通常の利率の年1.43%となっております。保証料率につきましては0.23から0.68ということで、本来料率よりは下げておりますけれども、これはそれぞれの事業者さんの経営状況に応じまして9段階で保証料率が設定をされるものでございます。融資上限額につきましては2億8,000万円と、それで取扱期間につきましては来年の令和5年3月31日までに申込みをされた分ということになっております。

想定されます融資額についてですけれども、県全体で5億円と県のほうが想定されておりますけれども、マックスとしまして全て鳥取市内の事業者が使われるということの想定で5億円というふうにさせていただいております。

今後の対応というところでございます。今後の情勢によりましては、この資金制度が鳥取県の判断によりまして、取扱期間が延長されたりとか、県の間接補助によります利子補助制度、これが発動されるという可能性があるところでございます。

なお、この融資資金につきましては、県の情報によりますと鳥取市内の事業者さんが1件、今、融資を受けられるということを検討されるということをお聞きしております。以上でございます。

◆浅野博文委員長 はい、御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますでしょうか。加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 加嶋です。財源について、一般財源で出す部分が多いのかどうか、その点教えてください。

◆浅野博文委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 企業立地・支援課西田です。この資金発動によります予算につきましては、この12月補正では予算計上しておりませんが、そもそもの県の制度融資におきましては、通常の利率1.43%とっておりますけれども、もともとの市中金利、今は2.1%でございますけれども、それをこの制度融資として1.43%に下げると、県は金融機関に対する利子補助で、市は金融機関に対する預託金ということで予算化しております。

それで、今回のこの想定5億円の融資実行によります本市の予算への影響でございますけれども、この市が行っております融資実行に対する預託金につきましては、その年度の8月末までに融資実行された分につきましては、10月末に預託をするんですけども、その9月以降に新たに融資を受けたものにつきましては、翌年度の4月1日に預託をするということでございます。今回の資金発動が12月1日でございますので、それ以降に融資実行受けられた場合の預託金につきましては、来年度の予算に計上させていただくということでございますので、今年度中の予算に対する影響はございませんけれども、融資実行された場合には来年度の当初予算での影響は出てくるというふうに思っております。以上です。

◆浅野博文委員長 はい、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業に関する公募型プロポーザルの実施について（説明・質疑）

◆浅野博文委員長 次に鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業に関する公募型プロポーザルの実施についての御報告をお願いします。平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井でございます。そうしましたら、資料2の13ページをお願いいたします。本事業は再公募という形になります。背景ですけれども、今年2月に最初の募集を開始いたしまして、4月に優先交渉権者を決定いたしました。その後、優先交渉権者が事業計画を変更するなど、信用に疑義が生じたため、9月に県市で、その優先交渉権者の資格を取り消し、その後、募集要項の再検討を行って12月から再公募を実施しているという状況でございます。

目的としましては、従前から言っております市及び県が所有する施設を一体的に活用して、キャンプやグランピングを中心とした民間サービスを提供する事業者を公募型プロポーザルにより募集、選定するというところでございまして、対象施設は資料に記載の3施設ということに

なります。この3施設、9月から利用を停止して、現在、管理道等の整備を行っているところでございます。

募集に係る基本的な事項といたしましては、先ほど言いましたキャンプやグランピングを含むサービスを提供すること、それから低廉な料金での利用も可能とするなど、多様な利用者、幅広い年齢層、それから従前の利用者、こういった方々を想定した提案を期待するというふうに位置づけをさせていただいております。

前回募集からの変更点を簡単にまとめておりますので説明をさせていただきますと、まず、1つ目が公募期間を3か月程度確保しているということでございます。次に専門家による財務審査の追加、それから審査員の増員ということで審査体制を強化しているという点でございます。もう1点、3施設の従前利用者への配慮を提案項目に追加したということ、この大きくは3点が主な変更点となります。

スケジュールにつきましては、12月1日から募集を開始しておりまして、今月中に3回現地説明会を開催、それから企画提案者の受付を2月末まで行って、3月に参加資格要件審査、それから財務等基礎審査、こちらを行った上でプレゼンテーション提案審査というのを行いまして、4月に優先交渉権者を決定するという流れになります。その後の流れですが、7月頃に基本協定等の締結、8月に施設の引渡し、令和6年4月1日までに施設を開業するというような流れで進めていく予定としております。

14ページのほうおはぐりください。財産の取扱いでございますが、これは従前と変わっておりません。土地及び建物は、事業期間中、事業者が無償で貸し付けるということでございまして、議会による議決をいただいた上で、事業者と公有財産無償貸付契約を締結することとしております。関連して7に記載しておりますとおり、事業収益の中から市及び県への納付金についても提案を求めることとしております。

8と9はちょっと飛ばさせていただきます、10の事業開始及び事業期間につきましてです。来年8月に施設の引渡しを行った後、事業者のほうは令和6年4月1日までに開業ということになりますけれども、市及び県が認めましたら、期日前の一部サービスの開始も可能という形にしております。事業期間は指定期日から10年以上20年以内ということで、基本協定上の事業期間は10年間とさせていただいております。事業者が継続を望む場合は、適正な運営がなされているというふうに認めることができれば期間の更新も可能という形にしております。

最後に11、市及び県による整備についてですけども、先ほど説明させていただきました管理道の整備に併せまして、鳥取市においてはサイクリングターミナルの老朽化した自転車格納庫、それからサイクルポートの、そして使用していない浄化設備の撤去、それから受変電設備の修繕。柳茶屋キャンプ場におきましては、公衆トイレの洋式化や外観の改修、こういったものを行う予定としております。

簡単ですが以上でございます。

◆浅野博文委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。よろしいですか。はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 もう12月16日、19日と現地説明会があったようですけども、参加者を教

えてください。それから、もし、これに参加するものがないっていう場合にはどういうことになるのか教えてください。

◆浅野博文委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。参加者のちょっと社名までは個別にさすがに申し上げられないんですけども、16日、19日、27日の今、参加申込みとしては複数者から申込みをいただいております。それで、16日も既に終えておりますし、今日含めまして各社の対応をさせていただいているというような状況でお酌み取りいただけたらというふうに思います。

◆浅野博文委員長 はい、金田副委員長。

◆金田靖典副委員長 はい。ということは、応募者がないということは今のところは考えられないということですね。

◆浅野博文委員長 はい、平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。現時点はこの現地を見て、今回の募集要項についての御説明をさせていただいて、質疑等も受けていくような流れになります。そういった、いわゆる事業者側からの疑問が解消された上で、2月だったと思うんですけど、今回のこの企画提案書の受付が始まってきますんで、正式には参加申込書というものを出していただいて、初めて分かるんですけど、現時点ではそういう意欲を持って説明会に臨んだ方が複数者あるというような状況でございます。

◆浅野博文委員長 では、よろしいですか。では、ほか皆さんありますでしょうか。はい、加嶋委員。

◆加嶋辰史委員 はい。1点だけ、加嶋です。お尋ねします。今回次点も決めるというところで、次点の方は決めるけれども、公表はしないというような形なのか、1番の人と2番の会社と両方を公表するのか、その点決まっていたら教えてください。

◆浅野博文委員長 はい、平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。公表は、まず、優先交渉権者についてはウェブサイトのほうで公表するという形にしております。それで、次点のほうは多分この決定した時点では、次点までは、社名までは公表しないという形になるかと思っております。現地点の募集要項はそういった形になっているかなというところです。以上です。

◆浅野博文委員長 はい、よろしいですか。そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

山陰海岸ジオパークの世界再認定審査の結果について（説明・質疑）

◆浅野博文委員長 次に、事前にお知らせしたものから追加になっておりますが、山陰海岸ジオパークの世界再認定審査の結果についての御報告をお願いします。平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。そういたしますと、当日配布をさせていただきました山陰海岸ジオパークの世界再認定審査の結果についてというペーパーを御覧いただけたらと思います。10月に5日間の日程で行われました山陰海岸ジオパ

ークの世界再認定審査についてですけれども、その結果がユネスコから公表されました。審査結果は2年間の条件付再認定ということになります。この条件付再認定ですけれども、現地調査の結果、ユネスコ世界ジオパークの基準を満たしていない場合に管理運営団体、この地域においては山陰海岸ジオパーク推進協議会がその団体に当たりますけれども、この協議会に対して、基準を満たし、維持できることを保証する適切な手段を2年以内に取りよう決定されたものでございます。ユネスコの世界ジオパークとしましての地位は2年間に限り更新されますけれども、再度行われますこの現地調査に向けて基準を満たすための課題解決が求められることになるかというところでございます。

今後についてでございます。先ほど、条件付再認定ということでは、現時点ではこの結果のみが公表されたところでございます。その理由、それから指摘事項、こういったものはまだ示されておりませんので、恐らくこの詳細が示されるのが来年の3月頃ではないかというふうに伺っております。現状としては、まずは、明らかにされる内容を精査した上で、2年以内にこの課題解決が図っていかれるように、推進協議会や構成府県市町と連携を図っていく必要があるかというふうに考えているところでございます。

この一応結果については、先週の金曜日ですかね、先週の金曜日に、先ほど部長が言われたように、日本ジオパーク委員会のホームページのほうでも公開をされているという状況でございます。

説明は以上でございます。

◆浅野博文委員長 はい、御報告いただきました。委員の皆様から質疑、御意見などございますでしょうか。はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 説明いただきました。まだ、実際指摘事項とか云々っていうのは来年3月でないと何ら分からないということでございます。いつも、この再認定につきましては、いつも冷や冷やししながら綱渡り状態といいますかね、そういうことで認定を受けているなというふうにもいつも思うわけでありまして、指摘事項については恐らく多少なりともこういうことがあるのかなというのは想像つく部分もあったりするのかわかりませんが、そこについてはここの席でどうこういうことは言えないと思いますけれども、この審査の基準というものが、ちょっと分かるのかどうか分かりませんが、この定期的に審査があるわけですが、毎回何か新たな審査基準が加わったりとか、そういうことがしていくものなのか、もうある程度こういうものが審査基準としてあって、それが基本的に審査員さんが見て、基準がクリアされていけば、必ず認定するものなのかね。ある程度いって、前回は問題なく通りましたと。例えばそれと同じことを運営してね、その次の認定のときにもそれをやれば通るものなのか、その間に何か新たなものが追加されて、その審査基準的なものが新たに、そこがクリアされていないから問題なんだというような評価をされていたりするものなのか、ちょっとその辺りの基準というのがあるのかないかちょっと教えてください。

◆浅野博文委員長 はい、平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。我々もこの世界審査に当たって確認させていただく限りでは、ユネスコの世界ジオパークの作業指針という、

ガイドラインというものが存在しておるようです。それで、当然そのガイドラインに適合しているというところが、今、石田委員さんがおっしゃった基準という部分に当たってくるんですけども、我々が聞いている限りでいくと、基準の中にも当然更新していく部分はあるというふうに伺っております。それで、ただ、当然先ほどの質問にありました、じゃあ、前回指摘をされたものが、例えば、その後、前回もそうだったと思いますけど、うちも日本ジオパーク委員会から以前に条件付いただいたときに、その2年後にもう1回世界審査受けて、一応クリアになったと。そういう課題はクリアしてきておりますんで、じゃあ、例えば前回クリアしたところが、また要するに基準が変わっていうところであったときには、当然我々としては、その基準にやはり合わせてやっぱり臨まなきゃいけないというスタンスでこの審査対応っていうのは行ってきますんで、当然、基準というのも多分毎回毎回というか、毎年毎年変わってくるようなものでございますんで、そういった基準を踏まえながら、やっぱり最新のジオパークの受入れ態勢というんでしょうか、そういったものを整えていくっていうような、そういうスタンスで、推進協議会もそうですし、付近市町も対応してるというような状況ですね。以上です。

◆浅野博文委員長 はい、石田委員。

◆石田憲太郎委員 分かりました。やはりその辺りは状況によっては変わっていった中で、その辺しっかりと合わせていかないといけないということであれば、やはり以前、指摘されたときは事務局間の連携がなかなかされてなかったというような指摘もあったり等しましたけれども、やっぱりその辺りきっちり密にしながら、その辺りの足並みを、当然100キロ近くぐらいある中で、ここで全ての足並みをそろえるような緻密な連携とか、そういうところが必要になっていくんだろうなというふうに思います。そういうのも頑張っていたきたいなと思います。分かりました。3月がどうなのかちょっと期待して待ちたいなというふうに思います。

◆浅野博文委員長 はい、よろしいですか。そのほかございますでしょうか。はい、吉野委員。

◆吉野恭介委員 認定を取るのが目的にならないように何かしてほしいなっているんですけど、鳥取市の観光の戦略、取組はこういうポリシーで向かっていきたいっていうようなものを何か持つってほしいなっているんですけど、認定が今回取れなかった、条件付っていうことだったので、何かばたばたしてるっていうようなことではなくて、何か軸を決めて取り組んでほしいなと、もし、そこら辺りの考えがあれば教えてください。

◆浅野博文委員長 平井課長。

○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。まさにこういった山陰海岸ジオパークっていうのは、平成26年だったんですか、西地域も含めてエリアが拡大されて、鳥取市の多くのエリアを含む地域になっておりますんで、我々としてはそういう観光拠点として、鳥取砂丘に代表されるジオサイトが多数ございますんで、ジオパークのそういう認定は当然目指していくというなり、そういった価値を我々としてもジオパークに見いだして、こういう活動を続けていますので、そこは追いつめていきつつもですけども、やはり今、言ったジオサイト、個々の観光拠点としての磨き上げや、例えば鳥取砂丘であれば鳥取市の観光をリードしていく拠点として、一層付加価値がついていくようなそういう仕掛けで我々としてはお客さんを県外から呼んでいく、要するにランドマーク的な活用もしながらこうやって観光需要

の回復も進んでおりますので、そういう視点から磨き上げ等はやっていきたいという気持ちで臨んでいこうかとは思っております。以上です。

◆浅野博文委員長 よろしいですか。そのほかございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆浅野博文委員長 以上で経済観光部の審査を終了します。執行部の皆様は御退出ください。

【農林水産部・農業委員会】

◆浅野博文委員長 農林水産部・農業委員会の審査に入ります。

初めに田中部長に御挨拶をいただきたいと思います。

○田中英利農林水産部長 お疲れさまです。農林水産部長田中でございます。よろしくお願いいたします。本日の議案説明ですが、議案第141号は一般会計の補正予算で、その主なものとしましては、意欲ある農業者が高収益な作物、栽培体系への転換を図るものの取組に対する支援です。各種農業用施設など、燃料などの高騰による光熱費や燃料費に対する増額補正、また、使用されていない危険ため池に対しまして地元の意向がまとまり、廃止する事業などに対する必要な予算をお願いするものでございます。

また、議案第159号は鳥取市農業委員会の委員の定数を変更するため、関係する条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては担当課長のほうから説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

◆浅野博文委員長 次に執行部の皆さんには自己紹介をお願いいたします。

○田中英利農林水産部長 改めまして、私、農林水産部長田中でございます。昨年度から部長を務めることとなり、2年目でございます。よろしくお願いいたします。

○坂本武夫次長兼農村整備課長 農林水産部次長兼農村整備課長の坂本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○谷口博信農事務局長 農業委員会事務局局長をしております谷口です。よろしくお願いいたします。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課長の山川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○山口真二林務水産課長 林務水産課長の山口でございます。よろしくお願いいたします。

○蔵増達弘農政企画課課長補佐 農政企画課課長補佐をしております蔵増と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○西谷直之林務水産課課長補佐 林務水産課課長補佐の西谷です。よろしくお願いいたします。

○田中陽一局長補佐 農業委員会事務局局長補佐の田中です。よろしくお願いいたします。

◆浅野博文委員長 以上ですかね。はい、よろしくお願いいたします。

議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆浅野博文委員長 それでは議案第141号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題とします。

執行部より説明をお願いします。山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。それでは農政企画課の補正予算の説明をさせて

いただきたいと思います。御手元に資料1と資料2とお配りしていると思います。資料1は5ページからになります。事業別概要は40ページからということになりますので、そちらのほうで御説明差し上げます。

まず40ページ、農産物加工センター管理運営費ということで83万7,000円お願いをしております。こちらにつきましては、人件費の関係の補正とか、燃料費高騰に関する増額でありますとか、青谷ようこそ館の排煙窓の修繕、それから福部アイデア館の蒸気給水管、給水配湯修繕、ボイラーから蒸し器に蒸気を送る管だそうですけども、その修繕に総額83万7,000円の増額補正をお願いしております。

続きまして共同利用施設整備等事業費106万2,000円をお願いしております。こちらにつきましては、経年劣化等による共同利用施設の修繕ということでございまして、野坂ふれあいドーム、馬場地区の水耕栽培施設それぞれ修繕等が発生しておりまして、所要の予算をお願いをしております。

続きまして事業別概要41ページ、施設管理費19万4,000円でございます。こちらにつきましては、かっこ館のところのマリンピア賀露ですけども、その施設、かろいちに管理委託をしておりますが、敷地及び公衆トイレの維持管理ということで燃料費高騰に伴う光熱費の増額ということで19万4,000円をお願いしております。

続きまして、産地生産基盤パワーアップ事業費ということで1,925万円をお願いしております。こちらにつきましては、産地パワーアップ事業自体は国の事業なんですけども、水田とか、後作とか、野菜・果樹等で産地生産基盤パワーアップ計画というものを策定いたしまして、その取組を行うことによって収益を高めていくとか、生産量を上げていくとかというような取組に対して、県の補助を活用して支援をしていくという内容のものでございます。

こちらにつきましては資料2のほうに少し詳しい資料を作っております。資料2の3ページ目を御覧いただきたいと思います。横長の資料です。このたび、いなば農協のほうから星空舞の一等米比率の向上とか、きぬむすめのブランド化のさらなる向上みたいなことで、産地の販売額の増加とか、販売単価をアップさせるために、高性能な光の選別機の導入についてお話をいただいております。これにつきましては、県及び国等々も協議をいたしまして産地生産基盤パワーアップ計画を策定の上、この補助事業に向かっていたかどうかということで今回補正予算をお願いしたということでございます。国庫補助金として2分の1、事業費としては3,850万の2分の1ということでございます。予定では国のほうの交付決定が3月ぐらいになる見込みになっておりまして、その後発注ということになりますので、4月から10月の工期等も考慮しまして、繰越事業になるということで一応想定はさせていただいております。

続きまして事業別概要42ページ、野生鳥獣被害防止事業費35万4,000円でございます。こちらについても支所に配置しております5名の鳥獣被害対策推進員さんの人件費でありますとか、鹿野町にありますイノシシ食肉解体処理施設の需要費等の増ということで35万4,000円の計上しております。

続きまして減容化施設管理運営費でございます。こちらにつきましても、令和4年4月1日から新しい有害鳥獣の処理施設であります減容化の施設、稼働しておりますが、そちらの人件

費の関係、それから燃料費高騰に係る関係、除雪の関係ということで127万1,000円の増額補正をお願いしているものでございます。

続きまして事業別概要43ページ、射撃場管理運営費9万4,000円の増額をお願いしております。こちらにつきましても人件費及び燃料費・光熱水費の増額ということでお願いをしているものでございます。

簡単でございますが、農政企画課からは以上でございます。

◆浅野博文委員長 はい、山口課長。

○山口真二林務水産課長 林務水産課山口でございます。それでは林務水産課に所管いたします事業について説明させていただきます。資料1の7ページを御覧ください。職員費につきましては説明省略させていただきます。中段でございます。森林経営管理事業費でございます。補正額2,000円でございます。森林経営管理制度を実施する財源となります森林環境譲与税、こちらの積立利息の見込みによる変更でございます。

続きまして繰越明許について説明させていただこうと思います。予算書でいきますと81ページになります。中段、林道改良事業費でございます。林道高路岩坪線の改良事業行っているところでございますけれども、こちら隣接土地所有者との協議に時間を要したために、事業の繰越しをお願いするものでございます。繰越額は2,500万円でございます。

続きまして債務負担行為について説明させていただきます。予算書でいきますと84ページ、事業別概要のほうが詳しいかと思えます。事業別概要でいきますと71ページになります。全体のほうでちょっと飛ばしていただきまして71ページを見ていただければと思います。漁港施設維持管理事業費でございます。本市が管理する漁港は、冬季波浪の影響によりまして漁港内に砂が堆積いたしまして、春先の漁船の出港に支障を生じている状況でございます。年度内に漁港のしゅんせつ工事を発注いたしまして4月には出港したいということで、それぞれの漁港を対象に令和5年度のしゅんせつに要する金額につきまして債務負担行為をお願いするものでございます。なお、酒津漁港、船磯漁港及び夏泊漁港につきましては、漁港施設機能保全事業によりましてしゅんせつも併せて実施する予定でございます。債務負担行為の限度額は3,042万6,000円でございます。

林務水産課からは以上でございます。

◆浅野博文委員長 坂本次長。

○坂本武夫次長兼農村整備課長 農村整備課坂本です。農村整備課の所管する部分について御説明を申し上げます。資料の1は8ページになります。8ページのまず農道補装補修等事業費でございます。予算書は55ページ、事業別概要は43ページ下段になります。補正額が133万5,000円です。これは急な修繕等が必要になった農業用施設の修繕に対応するために、迅速に農家の要望に対応していくという目的で増額をさせていただくものでございます。

続きまして排水機場維持管理費です。予算書は57ページ、事業別概要は44ページ上段になります。補正額は127万6,000円です。これは農地の冠水被害防除のため設置しております西円通寺及び服部の排水機場の機器のうち、点検等により不具合が発見された機器の修繕を行うものでございます。具体的には西円通寺排水機場の非常用発電機設備の修繕、それから服部排

水機場の主ポンプ設備の補機の修繕を行うものでございます。

続きまして危険ため池廃止事業費です。予算書は57ページ、事業別概要は44ページ下段になります。補正額は287万7,000円です。こちらは防災重点農業用ため池のうち、使用されなくなったものを廃止する事業でして、今回の補正は新たに地元調整のつきましたため池の廃止について行うものでございます。

農村整備課からは以上でございます。

◆浅野博文委員長 はい、谷口事務局長。

○谷口博信事務局長 そうしますと農業委員会事務局に所管する補正について説明させていただきます。資料1の9ページのほう御覧ください。農業委員会に関するもので予算書につきましては55ページになります。農業委員会からの補正につきましては職員費、総合農政推進費、機構集積支援事業費共に人件費の実績見込みに係る補正になります。職員費につきましては農業委員会事務局の職員6名について、総合農政推進費につきましては利用権設定事務を行う会計年度任用職員に係る実績見込み補正、機構集積支援事業費につきましては農地利用状況調査並びに利用意向調査、これに係る会計年度任用職員の人件費実績見込みによる補正ということで、農業委員会事務局としましては補正額総額230万3,000円をお願いをするものでございます。

農業委員会事務局からは以上です。

◆浅野博文委員長 それでは聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第159号鳥取市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正について（説明）

◆浅野博文委員長 次に議案第159号鳥取市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より説明をお願いします。はい、山川課長。

○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。それでは議案159号鳥取市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正についてということで説明をいたします。付議案は73ページでございます。資料2の4ページ目に少し説明の資料をつけさせていただいておりますので御覧いただければと思います。皆様、御承知のとおりと思いますが、農業委員会につきましては農業委員会等に関する法律に基づきまして設置をしております。定数につきましては、その法律の施行例の基準定数の区分に従いまして条例で定めるということになっております。農業委員さんの任期3年なんですけども、来年が改選期ということで手続を進めるに当たって定数の変更ということが生じてきたということでございます。

定数につきましては最新の農林業センサスに基づきまして基準定数、下のように24名から19名ということで改正をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。施行期日については令和5年の7月20日、スケジュールとしましては令和5年2月に公募を開始し、4月に選定委員会、6月議会で選任について議案を提出させていただきまして、7月の任命式というようなことでスケジュールを組んでいるところでございます。センサスで6,000名とい

う基準を下回ったということで委員の定数としては24名から19名になるということで今回変更、一部改正の提案をさせていただいたということでございます。

簡単でございますが以上でございます。

◆浅野博文委員長 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆浅野博文委員長 以上で農林水産部・農業委員会の審査を終了します。ありがとうございました。

その他なければ全ての日程を終了しますけども、よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆浅野博文委員長 それでは全ての日程を終了しましたので、文教経済委員会を閉会いたします。大変にお疲れさまでした。遅くまでお疲れさまでした。

午後5時37分 閉会

文教経済委員会日程 (議案説明)

日時：令和4年12月19日(月)
全員協議会終了後
場所：7階 第2委員会室

教育委員会

◎議案【説明】

議案第141号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第9号)【所管に属する部分】

議案第160号 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

議案第163号 鳥取市体育館の指定管理者の指定について

◎報告

鳥取市学校給食センター整備基本計画(案)について

鳥取市学校教育情報化推進計画(案)について

経済観光部 (教育委員会終了後)

◎議案【説明】

議案第141号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第9号)【所管に属する部分】

議案第145号 令和4年度鳥取市温泉事業費特別会計補正予算(第2号)

議案第146号 令和4年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算(第2号)

議案第158号 鳥取市公設地方卸売市場条例の一部改正について

◎報告

鳥取市中小企業・小規模企業振興ビジョン（素案）に係る市民政策コメントの実施について

地域経済変動対策資金（令和4年度高病原性鳥インフルエンザの県内発生に伴う経済変動）の発動について

鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業に関する公募型プロポーザルの実施について

山陰海岸ジオパークの世界再認定審査の結果について

農林水産部・農業委員会（経済観光部終了後）

◎議案【説明】

議案第141号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算（第9号）【所管に属する部分】

議案第159号 鳥取市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部改正について